

第6章

子どもの貧困対策

- 1 子どもの貧困対策計画
- 2 子どもの貧困対策の推進

第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画

子どもの貧困は、実態が周囲から見えにくく、貧困の実状も多様であり、支援が必要な子どもや保護者に効果的な支援を届けるためには、行政や関係機関に加え、民間団体や地域住民等の連携・協力が必要であることから、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、都道府県は、同法第9条第1項に基づき、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされました。

本県では、平成27年3月に策定した「第2期 えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」において、子どもの貧困対策への取組みを柱の一つに掲げ、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付けなどの経済的支援や生活支援に積極的に取り組んできました。

このような中、令和元年6月に法律が改正され

○子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。

○子どもの最善の利益が優先考慮されること、及び貧困の背景には様々な社会的要因があること等を基本理念とすること。

○市町による子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化すること。

といったこと等が盛り込まれました。

また、令和元年11月には、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「貧困対策大綱」という。）が5年ぶりに改訂され、これまで掲げられていた25の指標を見直し、新たに39の指標を掲げ、それらの改善に向けた今後5年間における重点施策が盛り込まれたところです。

本県では、新たな貧困対策大綱を踏まえ、引き続き、子どもの貧困問題に正面から向き合い、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、市町における子どもの貧困対策についての計画の策定を促すなど、地域や社会全体で協力して課題を解決するという意識を持ち、子どもファーストの考え方の下、市町や関係機関と緊密に連携しながら、官民共同により、令和元年10月に設置した「子どもの愛顔応援ファンド」を効果的に活用しながら、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に合わせた支援の取組みを積極的に進めていくこととします。

※子どもの貧困に関する39の指標一覧（P122、123参照）

※本章での【再掲】は、章内における再掲事項を表記しています。

2 子どもの貧困対策の推進

貧困対策大綱で示された39の指標の改善に向け、当面の重点施策及び具体的施策として次の取組みを行い、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

1 教育の支援

子どもたちの幼児期から社会に出るまでの間、生まれ育った家庭の事情や経済状況等に左右されることなく、全ての子どもが質の高い教育の機会を確保し、夢に挑戦できる環境を整える必要があります。

また、多くの貧困世帯で、子どもたちが様々な課題に直面しており、経済的な問題で子どもたちが、高等教育や将来の夢をあきらめることがないよう、地域において官民が連携することにより、支援を必要とする子どもたちをできるだけ早く、確実に把握し、支援にしっかりとつなげる必要があります。

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

① 幼児教育・保育の無償化

- 年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。このため、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

② 幼児教育・保育の質の向上

- 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進します。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組みます。
- 愛媛県総合教育センター内に設置した幼児教育センターの機能を活用しながら、公私の別や施設種を越えて幼児教育を推進する体制を構築するとともに、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図ります。
- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ることとし、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校におけ

る専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進し、こうした体制づくり等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと学校等との連携強化を図ります。

- 児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指します。
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。【再掲】

② 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進するとともに、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めてもらうため、校内研修等の実施を促します。
- 「愛媛県学力向上推進計画」に基づき、組織的・計画的な学力向上システムを継承し、県内各小・中学校の学力に関する検証改善サイクルを強化するとともに、取組を検証して課題の克服を図ることにより、児童生徒の確かな学力の一層の向上に努めます。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

① 高校中退の予防のための取組

- 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図ります。
- 在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する生徒もいますが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知を図ります。
- 学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

② 高校中退後の支援

- 高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する取組を支援・推進します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワー

ク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。

- 高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。（全日制の場合は最長1年間、定時制・通信制の場合は最長2年間）
- ジョブカフェ愛 work において、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。
- 若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置し、様々な相談に応じるとともに、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムのほか、ニート支援啓発のためのリーフレット作成やフォーラム等を実施します。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の修学支援

- 高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業、若者就学支援事業、えひめ未来塾といった事業を各地域にて実施し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

（５）特に配慮を要する子どもへの支援

① 児童養護施設等の子どもの学習・進学支援

- 児童養護施設等で暮らす子どもが、年齢や発達状況に応じて、スポーツや表現活動を実施できるよう、子どもの状況に配慮した支援を行います。
- 児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行います。

② 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。

③ 外国人児童生徒等への支援

- 外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や、日本語指導の研修受講など教職員のキャリア教育等の支援を進めます。

（６）教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、各市町が就学援助を実施していますが、国が定期的に実施・公表する就学援助の実施状況等を活用し、各市町における就学援助の活用・充実を促すとともに、制度の周知・広報等に取り組みます。

- 平成 29 年度から、市町が就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても国が補助対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町の入学前支給の実施を促します。

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度により、授業料を実質無償化（私立高等学校授業料については、令和 2 年 4 月から年収 590 万円未満世帯が対象）します。
- 授業料以外の教育費における経済的負担の軽減を図るため、高校生等奨学給付金制度により、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の高校生等の就学の機会を拡大します。

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の支援

- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行います。
- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものについては、収入として認定しない取扱いとします。
- 生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付するとともに、大学等へ進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもを含めた人員による住宅扶助額を支給します。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行います。
- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を学校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続します。
- ひとり親家庭の子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施します。

(7) 地域における学習支援等

① 地域学校協働活動における学習支援等

- 学校教育以外の学習支援については、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されることから、地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾など幅広い地域住民等の参画による学習支援等の促進を図ります。
- 地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図るとともに、一定の要件を備えたフリースクール等が実施する学校と連携した教育活動に対する助成を通じて、多様で適切な教育機会の確保に努めます。さらに、地域と学校の連携・協働体制の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置促進に取り組みます。
- スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進します。

② 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支

援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。

- ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。
- ひとり親家庭の児童のためにボランティアを中心とした学習支援活動を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。

(8) その他の教育支援

① 夜間中学の設置促進・充実

- 夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう促進していることに鑑み、夜間中学について、広く県民に対してニーズ調査を行うとともに、随時、市町の意向を確認するなど、設置の必要性について検討します。

② 学校給食等を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。
- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取り組みを実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。

③ 多様な体験活動の機会の提供

- 地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進します。
- 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努めます。

2 生活の安定に資するための支援

貧困世帯は、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、これに起因する社会的孤立に陥ることがないように、世帯の安定した生活、子どもの成長を支える総合的な取り組みが必要です。

このため、親の妊娠・出産期から、住環境を含めた生活の安定に資する切れ目のない支援を実施するとともに、セーフティネットである生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて、保護者の自立支援や子どもの就労支援を含めた支援体制の強化を図る必要があります。

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行います。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行います。
- 妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターの設置を促進します。

② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

- 妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。
- 婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を実施します。

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。

- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)
- 仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」により認証することにより、子育て世帯の親が働きやすい環境整備を促進するとともに、就業に向けた社会的気運を高めます。

② 保育等の確保

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため待機児童解消が図られるよう保育の受け皿を確保します。
- 放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き支援していきます。
- 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図ります。
- 指定保育士養成施設における養成課程において、子どもの貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。

③ 保護者の育児負担の軽減

- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実に努めます。
- 児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

(3) 子どもの生活支援

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子どもに対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子どもへの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- 生活基盤が不十分なため、親が自分で子どもを育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援するため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進めます。
- 子ども本人の家庭環境に対する抵抗感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子どもに対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子ども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援します。

③ 食育の推進に関する支援

- 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。
- 保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要であり、児童養護施設等で暮らす子どもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。
- ひとり親家庭の子どもについては、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮します。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。【再掲】

(4) 子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支

援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。【再掲】

- ひとり親家庭の子どもを対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行います。

② 高校中退者等への就労支援

- 若年無業者の総合相談窓口であるえひめ若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。【再掲】

③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

- 児童養護施設等で暮らす子どもを対象に、希望に応じた職業選択ができるよう、児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、就職に必要な各種資格の取得の支援や、就職時の安定した生活基盤の構築と退所後の生活支援に取り組み、円滑な自立の促進を図ります。

④ 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めるため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する周知を行います。
- ジョブカフェ愛 work において、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。

(5) 住宅に関する支援

- 母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の市町への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、愛媛県居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援します。
- 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業において、安定した生活を営めるよう支援します。
- ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- 愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

① 家庭への復帰支援

- 施設入所等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、必要に応じて保護者に子どもへの接し方などの助言等を行います。
- 措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等に努めます。

② 退所等後の相談支援

- 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホームへの入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
- 退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、大学等に進学する児童等の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。

(7) 支援体制の強化

① 児童家庭支援センターの設置支援

- 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

② 社会的養護の体制整備

- 社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。
- 各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。

③ 市町等の体制強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。

④ ひとり親支援に係る自治体窓口のワンストップ化等の推進

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を目指します。また、ひとり親等の事務手続に係る負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、市町における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努めます。

⑤ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

⑥ 相談職員の資質向上

- 生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施するとともに、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図ります。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から大変重要であり、職業生活の安定と向上につなげるため、所得の向上を含め、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める必要があります。

このため、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップ・キャリアアップのための支援を行うとともに、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、適時適切な支援を行うなど、それぞれの状況に応じたきめの細かな支援を行っていく必要があります。

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、働き方改革の着実な推進に努めます。
- 育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を引き続き図ります。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。【再掲】
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。【再掲】
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。【再掲】
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。【再掲】
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。【再掲】
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。【再掲】
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。【再掲】
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。【再掲】
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。【再掲】
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)【再掲】

- 仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」により認証することにより、子育て世帯の親が働きやすい環境整備を促進するとともに、就業に向けた社会的気運を高めます。【再掲】

(2) ひとり親に対する就労支援

① ひとり親家庭の親への就労支援

- マザーズハローワーク等の積極的な活用を促し、ひとり親を含む子育て女性等に対する就職支援を実施します。
- ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進します。
- 就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ（夜間養護等）事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。【再掲】

③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

- ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を実施します。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給することで、親の学び直しを図っていきます。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 就労機会の確保

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。【再掲】
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。【再掲】

② 親の学び直しの支援

- 子育て中の女性の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

4 経済的支援

経済的支援においては、各種手当制度の円滑な実施による支援や、教育費や医療費等の負担軽減など、収入・支出の面から様々な支援を組み合わせ、その効果を高めるとともに、必要な世帯に対して、制度の積極的な活用を促していく必要があります。

① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- 児童扶養手当については、平成 28 年の児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成 30 年の児童扶養手当法施行令の改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえ、制度を円滑に実施します。
- 令和元年 11 月から年 6 回へと見直された児童扶養手当の支給回数について、受給者の利便性を確保するため、その円滑な実施に努めます。

② 養育費の確保の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センター等を活用し、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の配布等、養育費に関する普及・啓発を行います。
- 離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市町の窓口で離婚届の用紙と同時に交付します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。【再掲】

③ 教育費負担の軽減

- 全ての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

④ その他の支援

- 労働者の育児や子どもの教育、離職した場合の当面の生活に必要な資金需要に対応するため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 一定の所得状況にある「ひとり親家庭の父母と 20 歳未満の児童」、「準ひとり親家庭(祖父又は祖母と孫、兄弟と姉妹)」及び「父母のない児童」の医療費に係る自己負担分について、全額助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。
- 仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」により認証することにより、子育て世帯の親が働きやすい環境整備を促進するとともに、就業に向けた社会的気運を高めます。【再掲】

子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考
教育の支援	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (H30年4.1現在)	88.4% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (H30年4.1現在)	2.9% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36% (H30年4.1現在)	32.3% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	95.8% (H30年5.1現在)	94.6% (H30.5.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	30.8% (H30年5.1現在)	36.7% (H30年5.1現在)	社会的養護の 現況に関する調査	
	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	81.7% (H28年度)	—	全国ひとり親世帯等調査	
	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.3% (H28年度)	94.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値はH26年度ひとり親家庭実態調査
	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	58.5% (H28年度)	33.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値はH26年度ひとり親家庭実態調査
	全世帯の子供の高等学校中退率	1.3% (H29年度調査)	1.2% (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査	※愛媛県数値は平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	全世帯の子供の高等学校中退者数	46,802人 (H29年度調査)	481人 (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査	※愛媛県数値は平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	45.2% (H29年度実績)	39.1% (H30年度実績)	文部科学省初等中等 教育局児童生徒課調べ	
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	53.5% (H29年度実績)	45.5% (H30年度実績)	文部科学省初等中等 教育局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	66.0% (H29年度実績)	22.7% (H30年度実績)	文部科学省初等中等 教育局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.6% (H29年度実績)		文部科学省初等中等 教育局児童生徒課調べ	
	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で 就学援助制度の書類を配布している市 町村の割合)	65.6% (H29年度)	—	文部科学省初等中等 教育局修学支援プロジェクト チーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	47.2% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等 教育局修学支援プロジェクト チーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	56.8% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等 教育局修学支援プロジェクト チーム調べ	
	高等教育の就学支援制度の利用者数 (大学)	—	—	高等教育の就学支援新 制度(給付型奨学金、授 業料等減免)を当該年度 において利用した者の 数	
	高等教育の就学支援制度の利用者数 (短期大学)	—	—		
	高等教育の就学支援制度の利用者数 (高等専門学校)	—	—		
高等教育の就学支援制度の利用者数 (専門学校)	—	—			

子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考	
生活の支援	滞納経験（電気、ガス、水道） （ひとり親世帯）	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	過去1年間に電気、ガス、水道料金のどれかを支払えなかった経験 14.7%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）	
	滞納経験（電気、ガス、水道） （子供のいる全世帯）	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	過去1年間に電気、ガス、水道料金のどれかを支払えなかった経験 5.8%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）	
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料困窮経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%	過去1年間にお金が足りなくて家族に必要な食糧や衣服を買えなかった経験 24.4%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）	
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（子供のいる全世帯）	食料困窮経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9%	過去1年間にお金が足りなくて家族に必要な食糧や衣服を買えなかった経験 10.5%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）	
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年調査)	本当に困った時の相談 9.6%	生活と支えあいに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）	
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1-3十分位）	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年調査)	本当に困った時の相談 17.9%			
保護者の就労支援	ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	80.8% (H27年調査)	84.6% (H27年調査)	国勢調査		
	ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	88.1% (H27年調査)	88.6% (H27年調査)	国勢調査		
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	44.4% (平成27年調査)	47.4% (H27年調査)	国勢調査		
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	69.4% (H27年調査)	70.0% (H27年調査)	国勢調査		
経済的支援	子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査	7.9% (H26年)	—	全国消費実態調査	
	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査	47.7% (H26年) ¹	—	全国消費実態調査	
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	42.9% (H28年11.1現在)	48.3% (R1年9月調査)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）	
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	20.8% (H28年11.1現在)	22.0% (R1年9月調査)			
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯）	69.8% (H28年11.1現在)	58.8% (R1年9月調査)	全国ひとり親世帯等調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）	
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子世帯）	90.2% (H28年11.1現在)	84.0% (R1年9月調査)			
その他	子どもの貧困対策計画を策定した市町（村）	145市町村 (R元年6.12現在)	0市町 (R元年6.12現在)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ		

第7章

幼児期の教育・保育量の 見込みと提供目標

1 県設定区域の決定

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- (1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期
- (2) 認定こども園普及に向けた取組み
- (3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策
- (4) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

5 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

7 教育・保育情報の公表

8 広域調整

- (1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

「子ども・子育て支援法」及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき、県では、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に係る計画を定めることとなっています。

基本指針では、県の計画は、子ども・子育て支援法の基本理念と基本指針における子育て支援の意義に関する事項を踏まえて作成することとなっており、本計画では、全ての基本的事項及び任意記載事項を含む計画としますが、そのうち、子育てと仕事の両立支援、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実については、第5章で記載しているため、本章では、それ以外の、教育及び保育の提供に関する事項を記載しています。

1 県設定区域の決定

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（以下、「教育・保育施設」という。）の認可・認定に当たり、県が、設定する区域ごとに需給調整を行うこととなっています。

本計画では、市町が設定する教育・保育提供区域を踏まえ、教育・保育の量の見込み及び実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容並びにその実施時期を定める単位となる、区域を定めています。

この区域は教育・保育及び市町が実施する地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域となっています。

区域を設定するに当たって、各市町における保育・教育の需給状況、在住市町を超えた広域利用の状況、さらには待機児童の状況等を踏まえ検討した結果、県内の20市町をそれぞれ区域の単位とすることが適当と判断し、20区域を設定しました。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期を計画で定めるにあたっては、県が定める区域ごとに、次に掲げる区分ごとに記載しています。

- ① 満3歳以上で、幼稚園及び認定こども園での教育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども（以下、「1号認定子ども」という。））

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	14,990	14,603	14,281	13,903	13,593
確保の内容②	20,348	20,317	20,299	20,235	20,173
差引(②-①)	5,358	5,714	6,018	6,332	6,580

- ② 満3歳以上で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所及び認定こども園での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する子ども（以下、「2号認定子ども」という。））

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	15,980	15,853	15,688	15,559	15,500
確保の内容②	17,660	17,725	17,777	17,820	17,913
差引(②-①)	1,680	1,872	2,089	2,261	2,413

- ③ 満3歳未満で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所、認定こども園並びに定員5人以下の少人数を対象に保育を行う家庭的保育事業、定員6～19人を対象に保育を行う小規模保育事業、事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育及び個別ケアが必要な場合等に保護者の居宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業（以下、「地域型保育事業」という。）での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する子ども（以下、「3号認定子ども」という。））

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	11,823	11,868	11,940	11,967	12,021
確保の内容②	12,400	12,763	12,942	13,130	13,329
差引(②-①)	577	895	1,002	1,163	1,308

2号認定及び3号認定子どもの合計

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	27,803	27,721	27,628	27,526	27,521
確保の内容②	30,060	30,488	30,719	30,950	31,242
差引(②-①)	2,257	2,767	3,091	3,424	3,721

○認定区分ごとに利用できる施設・事業

認定区分	利用できる施設・事業
1号認定こども	幼稚園 認定こども園
2号認定こども	保育所 認定こども園
3号認定こども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

見込量の算定に当たっては、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を踏まえて市町が算出した利用の見込みを集計し、確保の内容及びその実施時期については、各施設及び事業者の意向を踏まえ、県と市町の協議の下に設定された各施設、事業者ごとの利用定員を年度ごとに集計した市町計画を積み上げたものとししました。(別表1)

3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期

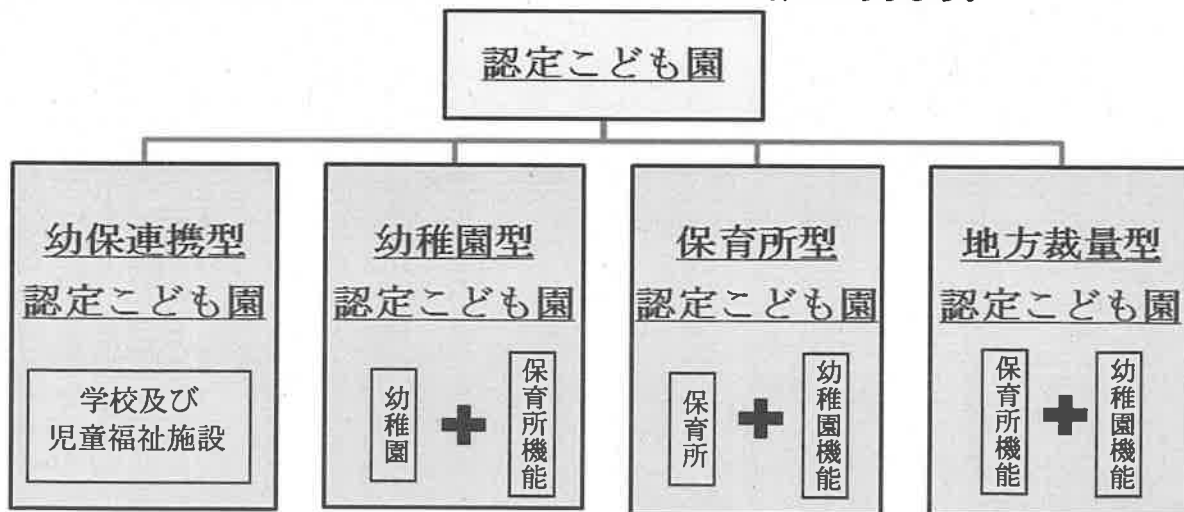
認定こども園は、幼児教育を行う幼稚園と、保育を行う保育所の両方の機能を併せ持っており、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず柔軟に子ども受け入れることのできる施設です。また、認定こども園の中でも、特に、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一つの認可で設立が可能となります。

県としては、教育・保育を一体的に行う施設である認定こども園の普及を促進するため、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行しようとした場合は、施設の意向を踏まえた上で、必要な支援を行います。

区域ごとに設定する「認定こども園」の目標設置数、設置時期については、関係する各施設に対し、認定こども園移行の意向及び時期について調査した結果を基に決めました。(別表2)

認定こども園とは？

保育と教育を一体的に行う施設で、次の4つのタイプがあります。



(2) 認定こども園普及に向けた取組み

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として提供する施設であり、幼稚園と保育所の良いところを併せ持つ施設です。幼稚園や保育所に対する利用希望に加え、認定こども園に対する利用希望に応えられるよう、県としても、認定こども園へ移行するための施設整備や保育教諭となるための資格取得支援等を通じて、認定こども園の普及を促進していきます。

(単位：施設)

区分		参考 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼保連携型	既存数	39	45	54	63	66	69
	新規数	6	9	9	3	3	2
	計	45	54	63	66	69	71
幼稚園型	既存数	13	13	16	21	23	25
	新規数	0	3	5	2	2	2
	計	13	16	21	23	25	27
保育所型	既存数	16	18	22	26	29	32
	新規数	2	4	4	3	3	2
	計	18	22	26	29	32	34
地方裁量型	既存数	7	7	7	7	6	5
	新規数	0	0	0	-1	-1	-1
	計	7	7	7	6	5	4
合計		83	99	117	124	131	136

※幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整の考え方

幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合、各市町が定める区域ごとの需要（ニーズ量）が供給（確保の内容）を上回った場合は、原則として、認可・認定を行います。

また、逆に需要（ニーズ量）が供給（確保の内容）を下回った場合は、需給調整を行います。

認定こども園は、満3歳未満の保育を必要とする子ども及び満3歳以上の子どもを受け入れる施設です。特に3歳以上の子どもについては、保護者の就労状況に関わらず、子どもを受け入れることが可能です。また、子育て支援事業の実施が義務づけられており、子育てに関する拠点的な役割も担っている施設であることから、認可・認定基準を満たす限り、定員設定に留意しながら、市町や事業者の意向を踏まえ、認可・認定を行うこととします。

(4) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策

近年、子どもができて仕事も続けたいと考える女性が増えていることや、企業における育児休業制度の整備等により女性の就労継続の環境が整いつつあります。

一方、就労の形態において、非正規雇用が増加していることに加え、NPOやボランティアなど就労以外の社会活動を行う女性に対しても、幼児教育や保育の提供を行うことが求められています。

子どもの数は減少傾向にありますが、子どもを教育・保育施設に預けたい保護者は増加しており、利用者の保育・教育ニーズに応えるためには、幼稚園、保育所に加え、認定こども園

の普及が欠かせません。

また、保護者が家庭の中のみならず地域の中でつながりを持って、地域社会に参画し連携していけるような環境の整備や、同年齢や異年齢の子どもが交流する場を提供していくことが大切であり、地域子ども・子育て支援事業の実施により、地域の実情に応じてきめ細かいサービスを提供することが求められています。

このため、県としては、各種説明会等を通じた広報活動や施設整備への補助等により、市町が必要な教育・保育を十分に提供できるよう支援していきます。

(5) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携

乳幼児期の発達や学びは、連続性を有するとともに、一人一人の個人差が大きいことから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援を安定的に提供し続ける必要があります。

このため、原則として、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業は、満3歳以上の子ども引き続き適切で質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携が求められています。

また、日々急速に成長する時期の教育・保育施設等における教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることや、保育を利用する子どもが小学校就学後に放課後児童健全育成支援事業を利用する場合の家庭環境の把握等、教育・保育施設と小学校との連携が重要であることから、施設や事業者等との連携を支援します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るため、特定子ども・子育て支援施設等の公示状況や監査状況等について市町と情報共有を図ります。

5 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置

質の高い教育・保育の提供に当たって、教育・保育に係る人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者

認定こども園には、保育士資格と幼稚園教諭の免許状の両方を持つ保育教諭を必ず置かなければなりませんが、「認定こども園法」では、子ども・子育て支援新制度開始の日から10年間(令和6年度まで)は、幼稚園教諭の普通免許状の取得又は保育士登録のいずれかの要件

を満たしていれば保育教諭になることができることになっています。

また、保育教諭の確保は、認定こども園制度への移行・促進を図るためにも欠かせないものであるため、新制度開始後 10 年間の経過措置により、幼稚園教諭免許状取得または保育士登録のいずれかの要件しか満たす人で、かつ一定の勤務経験がある人が、免許状取得及び保育士資格取得をしようとした場合に、取得に必要な単位が少なく済むような特例が設けられています。

このため、県としては、この保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得特例の広報及び取得の際の受講費用等の一部を補助するなどの支援に努め、保育教諭確保を推進します。

保育士については、これまでも研修を実施してきたところですが、より充実した研修の実施とともに、愛媛県保育士・保育所支援センターを活用して、保育士資格を持ちながら保育業務に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職支援や、保育士養成施設の学生を対象とした修学資金貸付事業の実施、さらに処遇の改善等により、待機児童が生じることなく、ますます充実した保育が提供できるよう、必要な保育士の確保に努めていきます。

また、幼稚園教諭については、国や教育委員会、大学等との連携・協力を図りながら、研修の充実や幼稚園教諭免許状の取得に係る支援等により、必要な人材の確保に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者

市町が実施する地域子ども・子育て支援事業（6に掲げる事業）に従事する職員の資質向上のための研修や職員の確保を進めます。

また、同事業に従事する専門職員として、育児経験豊かな主婦等を対象とした「子育て支援員」について、市町と連携して引き続き養成に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

市町では、地域における利用希望等を踏まえ、次の地域子ども・子育て支援事業を実施することになっています。

① 利用者支援事業

- 子ども又は保護者の身近な場所で施設や子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整を行う事業

(単位：箇所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	基本型・特定型	14	15	15	15	15
	母子保健型	20	20	20	20	20
	合計	34	35	35	35	35
内容確保	基本型・特定型	13	14	14	14	14
	母子保健型	20	21	21	21	21
	合計	33	35	35	35	35
差引(②-①)		-1	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園型）

- ・幼稚園等において、主に通常の教育時間終了後に自園の園児を対象に一時預かりを行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	679,660	667,187	654,030	639,599	630,274
②確保の内容	809,275	793,831	774,012	755,415	745,079
差引（②-①）	129,615	126,644	119,982	115,816	114,805

②-1 一時預かり事業（その他）

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	157,335	155,280	153,729	151,933	150,868
②確保の内容	167,411	165,500	164,145	163,659	162,577
差引（②-①）	10,076	10,220	10,416	11,726	11,709

③ 延長保育事業

- ・保育認定を受けた子どもに、認定こども園、保育所等で、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業

（単位：人（実人員））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,974	6,835	6,719	6,588	6,488
②確保の内容	9,201	9,072	8,868	8,734	8,634
差引（②-①）	2,227	2,237	2,149	2,146	2,146

④ 病児・病後児保育事業

- ・看護師等が、病児や病後児を、病院、保育所等に付設されたスペース等で、一時的に保育等を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	病児・病後児保育	18,410	18,233	17,991	17,718	17,489
	ファミサポ（病児）	10	10	10	10	10
	合計	18,420	18,243	18,001	17,728	17,499
内確保	病児・病後児保育	20,127	20,130	20,112	21,280	21,240
	ファミサポ（病児）	40	40	40	40	40
	合計	20,167	20,170	20,152	21,320	21,280
差引（②-①）		1,747	1,927	2,151	3,592	3,781

⑤ 地域子育て支援拠点事業

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

（単位：箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44,347	43,582	42,720	42,023	41,222
②確保の内容	44,347	43,582	42,720	42,023	41,222
差引（②-①）	0	0	0	0	0

⑥ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※病児・緊急対応事業を除く

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助希望者と、援助者の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	19,529	19,032	18,655	18,371	18,152
②確保の内容	19,489	18,999	18,675	18,443	18,279
差引（②-①）	-40	-33	20	72	127

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・保護者の疾病等で家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①の見込み	1,044	1,033	1,014	1,005	989
②確保の内容	968	958	941	931	915
差引（②-①）	-76	-75	-73	-74	-74

⑧ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- ・保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業

（単位：人（②は登録児童数））

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込みの	小学1～3年	12,932	12,888	12,923	12,741	12,788
	小学4～6年	3,428	3,437	3,476	3,504	3,478
	合計	16,360	16,325	16,399	16,245	16,266
②確保の内容		16,075	16,215	16,386	16,406	16,478
差引（②-①）		-285	-110	-13	161	212

⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・保護者の所得状況を考慮して、保護者が幼稚園等に支払うべき食事の提供及び日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加費用等を助成する事業

⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・民間事業者が認定こども園、幼稚園、保育所等に参入することを促進するための調査研究や、設置・運営を促進するための事業

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報や養育環境等の把握を行う事業

⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

- ・要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の強化を図る取組みを実施する事業

⑬ 妊婦健康診査

- ・妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業計画では、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業の利用の提供の見込みを定めています。（別表3）

7 教育・保育情報の公表

幼稚園や保育所、認定こども園のほか小規模保育などの地域型保育を利用するに当たって、各施設に関する情報を示して適切な利用に繋げるため、県では、次に掲げる事項をホームページで公表していきます。

【公表事項】

- 施設又は事業所を運営する法人に関する事項
 - ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・ 法人の代表者の氏名及び職名
 - ・ 法人の設立年月日
 - ・ 教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地が県内である法人が行う地域型保育事業
- 教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
 - ・ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ・ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・ 事業所番号
 - ・ 施設等の管理者の氏名及び職名
 - ・ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
 - ・ 事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
 - ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
- 施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項
 - ・ 職種別の従業者の数
 - ・ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者1人あたりの小学校就学前子どもの数等
 - ・ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
 - ・ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
- 教育・保育等の内容に関する事項
 - ・ 施設等の開所時間、利用時間、学級数その他の運営に関する方針
 - ・ 教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
 - ・ 教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等
 - ・ 施設の利用手続き、選考基準その他の利用に関する事項
 - ・ 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況
 - ・ 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ・ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
 - ・ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等にあたり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - ・ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
 - ・ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
 - ・ 相談・苦情等の対応のための取組みの状況
- 教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
 - ・ 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - ・ 情報の管理、個人情報保護等のための取組みの状況
 - ・ 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

8 広域調整

(1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町子ども・子育て支援事業計画の作成及び変更に当たり、1市町での対応が難しい場合は市町間で調整を行うこととなっています。

その調整が整わない場合、関係市町から県に対し要請があれば、市町の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

また、市町が実施する地域子ども・子育て支援事業計画の策定段階から、県が行う児童虐待防止対策、母子・父子家庭の自立支援、障害児施策の充実等の専門的知識等を要する施策との関連性に配慮した調整及び連携が必要であることから、関係市町から要請があれば、協議及び調整を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定

市町長は、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めた場合及び変更した場合は、県に届出を行います。

(別表1)

区 域	年 度	①量の見込み					②確保の内容												②-①						
		1号	2号	3号		合 計	特定教育・保育施設(保育所、幼稚 園、認定こども園)			特定地域型保育 事業		<small>認定を受け ない幼稚園</small>	預かり保育、企業主導型保育施設、 認可外保育施設等				合 計	1号	2号	3号		合 計			
				1号	2号		3号	3号	1号	1号	2号		3号	3~5歳	0歳	1・2歳									
		3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳						
上 鹿 町	1 R2	0	76	5	34	115	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	62	1	22	85
	2 R3	0	76	5	34	115	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	62	1	22	85
	3 R4	0	71	5	33	109	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	67	1	23	91
	4 R5	0	69	4	33	106	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	69	2	23	94
	5 R6	0	68	4	32	104	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	70	2	24	96
久 万 高 原 町	1 R2	53	64	5	36	158	178	64	5	36	0	0	0	0	0	0	0	0	283	125	0	0	0	125	
	2 R3	47	57	5	36	145	178	57	5	36	0	0	0	0	0	0	0	0	276	131	0	0	0	131	
	3 R4	45	56	5	32	138	178	56	5	32	0	0	0	0	0	0	0	0	271	133	0	0	0	133	
	4 R5	45	54	5	31	135	178	54	5	31	0	0	0	0	0	0	0	0	268	133	0	0	0	133	
	5 R6	45	55	5	31	136	178	55	5	31	0	0	0	0	0	0	0	0	269	133	0	0	0	133	
松 前 町	1 R2	391	362	42	254	1,049	536	338	43	183	0	0	0	0	0	0	0	0	1,100	148	△ 24	1	△ 71	51	
	2 R3	388	394	53	257	1,092	536	338	43	183	0	0	0	0	0	0	0	0	1,100	148	△ 56	△ 10	△ 74	8	
	3 R4	393	400	56	251	1,100	536	346	45	193	6	12	0	0	0	0	0	0	1,138	143	△ 54	△ 5	△ 46	38	
	4 R5	386	395	56	248	1,085	473	397	54	232	6	12	0	0	0	0	0	0	1,174	87	2	4	△ 4	89	
	5 R6	367	377	55	244	1,043	473	397	54	232	6	12	0	0	0	0	0	0	1,174	106	20	5	0	131	
砥 部 町	1 R2	182	260	29	146	617	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	182	16	4	△ 23	179	
	2 R3	179	256	29	142	606	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	185	20	4	△ 19	190	
	3 R4	183	261	28	136	608	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	181	15	5	△ 13	188	
	4 R5	185	263	28	134	610	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	179	13	5	△ 11	186	
	5 R6	181	257	27	130	595	364	297	33	123	1	10	0	0	0	0	0	0	828	183	40	7	3	233	
内 子 町	1 R2	102	181	16	122	421	310	210	35	127	0	0	0	120	0	0	0	0	802	328	29	19	5	381	
	2 R3	101	178	15	120	414	310	210	35	127	0	0	0	120	0	0	0	0	802	329	32	20	7	388	
	3 R4	109	193	15	106	423	310	210	35	127	0	0	0	120	0	0	0	0	802	321	17	20	21	379	
	4 R5	108	191	15	103	417	310	210	35	127	0	0	0	120	0	0	0	0	802	322	19	20	24	385	
	5 R6	105	186	14	100	405	310	210	35	127	0	0	0	120	0	0	0	0	802	325	24	21	27	397	
伊 方 町	1 R2	4	106	12	36	158	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 4	91	0	40	127	
	2 R3	3	98	10	40	151	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	99	2	36	134	
	3 R4	3	86	10	39	138	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	111	2	37	147	
	4 R5	3	88	10	37	138	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	109	2	39	147	
	5 R6	3	94	10	36	143	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	103	2	40	142	
松 野 町	1 R2	4	48	8	30	90	5	50	9	30	0	0	0	0	0	0	0	0	94	1	2	1	0	4	
	2 R3	4	49	8	24	85	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	1	1	0	3	
	3 R4	4	49	8	18	79	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	1	1	6	9	
	4 R5	4	49	7	17	77	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	1	2	7	11	
	5 R6	4	44	7	16	71	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	6	2	8	17	
鬼 北 町	1 R2	0	122	25	75	222	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	113	0	20	133	
	2 R3	0	112	24	81	217	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	123	1	14	138	
	3 R4	0	110	23	87	220	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	125	2	6	135	
	4 R5	0	103	22	84	209	10	170	25	85	0	0	0	0	0	0	0	0	290	10	67	3	1	81	
	5 R6	0	108	21	81	210	10	170	25	85	0	0	0	0	0	0	0	0	290	10	62	4	4	80	
愛 南 町	1 R2	27	291	18	131	467	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	18	47	21	62	148	
	2 R3	24	259	17	120	420	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	21	79	22	73	195	
	3 R4	22	239	16	112	389	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	23	99	23	81	226	
	4 R5	21	228	15	104	368	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	24	110	24	89	247	
	5 R6	19	209	14	98	340	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	26	129	25	95	275	
合 計	1 R2	14,990	15,980	1,820	10,003	42,793	14,254	17,235	2,118	8,843	254	721	5,974	120	425	106	358	50,408	5,358	1,680	658	△ 81	7,615		
	2 R3	14,603	15,853	1,833	10,035	42,324	14,428	17,330	2,138	9,100	276	775	5,769	120	395	111	363	50,805	5,714	1,872	692	203	8,461		
	3 R4	14,281	15,688	1,838	10,102	41,909	14,410	17,382	2,148	9,223	292	805	5,769	120	395	111	363	51,018	6,018	2,089	713	289	9,109		
	4 R5	13,903	15,559	1,842	10,125	41,429	14,346	17,425	2,166	9,365	302	823	5,769	120	395	111	363	51,185	6,332	2,261	737	426	9,756		
	5 R6	13,593	15,500	1,844	10,177	41,114	14,284	17,518	2,190	9,499	313	853	5,769	120	395	111	363	51,415	6,580	2,413	770	538	10,301		

(別表 3)

区域	年目	年度	4. 病児・病後児保育事業						5. 地域子育て支援拠点事業			6. ファミリーサポートセンター事業(病児・緊急対応事業を除く)			7. 子育て短期支援事業(ショートステイ)			8. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)					
			①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①	①量の見込み			②確保の内容	②-①
			病児・病後児保育	ファミサポ(病児)	合計	病児・病後児保育	ファミサポ(病児)	合計											小学1~3年	小学4~6年	合計		
			人日(年間延べ利用人数)						箇所			人日(年間延べ利用人数)			人日(年間延べ利用人数)			人(②は登録児童数)					
上島町	1	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	19	45	26
	2	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	3	20	45	25
	3	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	19	45	26
	4	R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	19	45	28
	5	R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	3	18	45	27
久万高原町	1	R2	10	0	10	10	0	10	0	2	2	0	21	0	△ 21	1	0	△ 1	37	25	62	90	28
	2	R3	9	0	9	9	0	9	0	2	2	0	21	0	△ 21	1	0	△ 1	36	25	61	90	29
	3	R4	9	0	9	9	0	9	0	2	2	0	20	0	△ 20	1	0	△ 1	42	21	63	90	27
	4	R5	8	0	8	8	0	8	0	2	2	0	19	0	△ 19	1	0	△ 1	43	21	64	90	26
	5	R6	8	0	8	8	0	8	0	2	2	0	19	0	△ 19	1	0	△ 1	39	22	61	90	28
松前町	1	R2	924	0	924	1,100	30	1,130	206	2	2	0	669	650	△ 19	0	0	0	354	161	515	480	△ 35
	2	R3	995	0	995	1,100	30	1,130	135	2	2	0	712	700	△ 12	0	0	0	351	161	512	480	△ 32
	3	R4	991	0	991	1,100	30	1,130	139	2	2	0	710	750	40	0	0	0	340	162	502	520	18
	4	R5	966	0	966	1,100	30	1,130	164	2	2	0	709	800	91	0	0	0	337	167	504	520	16
	5	R6	924	0	924	1,100	30	1,130	206	2	2	0	704	850	146	0	0	0	349	166	515	520	5
砥部町	1	R2	150	10	160	150	10	160	0	2	2	0	1,484	1,464	0	10	0	△ 10	203	35	238	270	32
	2	R3	170	10	180	170	10	180	0	2	2	0	1,428	1,428	0	10	0	△ 10	195	34	229	270	41
	3	R4	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	1,416	1,416	0	10	0	△ 10	189	34	223	270	47
	4	R5	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	1,392	1,392	0	10	0	△ 10	187	34	221	270	49
	5	R6	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	1,416	1,416	0	10	0	△ 10	188	34	222	270	46
内子町	1	R2	150	0	150	0	0	△ 150	6,480	6,480	0	0	0	0	0	0	0	0	105	24	129	60	△ 69
	2	R3	148	0	148	0	0	△ 148	6,324	6,324	0	0	0	0	0	0	0	0	98	25	123	60	△ 63
	3	R4	148	0	148	0	0	△ 148	5,736	5,736	0	0	0	0	0	0	0	0	90	24	114	60	△ 54
	4	R5	144	0	144	0	0	△ 144	5,532	5,532	0	0	0	0	0	0	0	0	83	24	107	60	△ 47
	5	R6	140	0	140	0	0	△ 140	5,436	5,436	0	0	0	0	0	0	0	0	81	22	103	60	△ 43
伊方町	1	R2	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	74	6	80	90	10
	2	R3	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	65	6	71	90	19
	3	R4	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	64	6	70	90	20
	4	R5	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	55	6	61	90	29
	5	R6	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	50	5	55	90	35
松野町	1	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町	1	R2	318	0	318	0	0	△ 318	1,513	1,513	0	0	0	0	0	36	36	0	35	6	41	50	9
	2	R3	310	0	310	0	0	△ 310	1,576	1,576	0	0	0	0	0	36	36	0	39	6	47	50	3
	3	R4	299	0	299	0	0	△ 299	1,628	1,628	0	0	0	0	0	36	36	0	39	7	46	50	4
	4	R5	298	0	298	0	0	△ 298	1,565	1,565	0	0	0	0	0	36	36	0	32	6	38	50	12
	5	R6	296	0	296	0	0	△ 296	1,503	1,503	0	0	0	0	0	36	36	0	29	7	36	50	14
愛南町	1	R2	623	0	623	1,056	0	1,056	433	3	3	0	0	0	0	0	0	0	129	77	206	110	△ 96
	2	R3	563	0	563	1,056	0	1,056	493	3	3	0	0	0	0	0	0	0	127	74	201	110	△ 91
	3	R4	522	0	522	1,056	0	1,056	534	3	3	0	0	0	0	0	0	0	113	79	192	110	△ 82
	4	R5	492	0	492	1,056	0	1,056	564	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100	76	176	110	△ 66
	5	R6	458	0	458	1,056	0	1,056	596	3	3	0	0	0	0	0	0	0	89	74	163	110	△ 53
合計	1	R2	18,410	10	18,420	20,127	40	20,167	1,747	44,347	44,347	0	19,529	19,489	△ 40	1,044	968	△ 76	12,932	3,428	16,360	16,075	△ 285
	2	R3	18,233	10	18,243	20,130	40	20,170	1,927	43,582	43,582	0	19,032	18,999	△ 33	1,033	958	△ 75	12,888	3,437	16,325	16,215	△ 110
	3	R4	17,991	10	18,001	20,112	40	20,152	2,151	42,720	42,720	0	18,655	18,675	20	1,014	941	△ 73	12,923	3,476	16,399	16,386	△ 13
	4	R5	17,718	10	17,728	21,280	40	21,320	3,592	42,023	42,023	0	18,371	18,443	72	1,005	931	△ 74	12,741	3,504	16,245	16,406	161
	5	R6	17,489	10	17,499	21,240	40	21,280	3,781	41,222	41,222	0	18,152	18,279	127	989	915	△ 74	12,788	3,478	16,266	16,476	212

第8章

計画の推進

1 計画推進のための各主体の役割

- (1) 県の役割
- (2) 市町に期待する役割
- (3) 家庭に期待する役割
- (4) 企業（事業所）に期待する役割
- (5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

2 計画の推進体制

- (1) 愛媛県子ども・子育て会議
- (2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議
- (3) 市町・関係団体等との連携

第8章 計画の推進

子育ての第一義的な責任が保護者にあることはいうまでもありませんが、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中において、子育てをめぐる保護者の負担感・不安感の増大とともに、そのニーズの多様化がみられることから、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるためには、行政による各種施策はもとより、家庭、職場、地域などの各主体がそれぞれの立場でその責任と役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。

第5章において、県が今後取り組んでいく具体的な施策を提示しましたが、本章では、これらの取組みを進めていく上において、県の役割や企業、地域活動団体等に期待する役割と、計画を推進していくための体制を示します。

1 計画推進のための各主体の役割

(1) 県の役割

- 次世代育成に関する県民の当事者意識を広く喚起し、各種取組みへの自発的・積極的な参加を促すため、あらゆる機会を通じて、計画に掲げた施策の周知等に努めます。
- 関係各課で構成した庁内組織により、全庁的に取り組んでいくとともに、取組みに当たっては、市町や地域活動団体等と緊密な連携を図ります。
- 計画の進捗状況について、毎年度、点検評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改正等に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。
- 国に対して、子どもを生み育てることについての経済的支援や子育て支援サービスの充実などについて、必要な働きかけを行います。

(2) 市町に期待する役割

- 次世代育成支援対策を推進するためには、住民にとって一番身近な自治体である市町の果たす役割が極めて重要です。このため、地域の実情やニーズに即した実効性ある施策をきめ細かく展開していただくようお願いします。
- 県計画について、住民等へ積極的に周知していただくとともに、その着実な推進に理解と協力をお願いします。

(3) 家庭に期待する役割

- 家庭は、子育ての第一義的な責任を負っています。子どもが、日常生活の中で基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけるとともに、個性や能力を伸ばしていただけるような関わりやふれあいをお願いします。
- 家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、家事や育児などについて共に責任を分担し、支え合っていくことが重要です。特に、父親が家事・育児に積極的に関わっていただくことを望みます。
- 子育てと仕事の両立を実現していくために、自らの働き方を見直すとともに、育児休業などの各種支援制度を積極的に取得・利用していただくようお願いします。

す。こうした一人ひとりの行動が、企業風土や社会の流れを変えていく第一歩となります。

- 子育てに関する不安や悩み、更には具体的な支援要望などがありましたら、遠慮なく行政機関や地域活動団体等へ相談していただくようお願いします。

(4) 企業（事業所）に期待する役割

- 子育てと仕事の両立を図る上で、企業の果たす役割は極めて重要です。子育て家庭で男女が協力して家事や育児に参加できるよう、労働時間の短縮、育児休業、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。
- 地域における子育て支援活動への労働者の参加を支援するなど、子どもや子育てに関する社会貢献活動を積極的に展開していただくとともに、官民連携事業への理解と協力をいただきますようお願いします。
- 次世代法に基づく「一般事業主行動計画」（常時101人以上の労働者を雇用する事業主は義務付け、100人以下は努力義務）を策定し、その着実な推進を図っていただくようお願いします。

(5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

- 子どもは社会の宝であるという考え方に立って、子どもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していただくようお願いします。
- それぞれの地域において、子育て家庭や学校・関係団体などが連携し、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等を通じて、子どもや大人が交流し合う心豊かなコミュニティづくりを進めていただくようお願いします。
- 子どもの健全育成や交通事故防止の取組み、さらには子どもを犯罪から守るための取組み等を、地域全体で積極的に進めていただくようお願いします。

2 計画の推進体制

(1) 愛媛県子ども・子育て会議

愛媛県子ども・子育て会議条例に基づき、保護者や子育て支援者、事業主・労働者の代表者、学識経験者で構成する「愛媛県子ども・子育て会議」を設置しています。

当会議において、計画の総合的な進捗状況の管理を行うとともに、必要に応じ計画の見直し等について審議を行います。

(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課の課長等で構成する「愛媛県少子化対策推進連絡会議」を設置しています。

当連絡会議は、計画の推進に向けて、庁内における各種事業の調整や協議等を行い、全庁的な推進体制の要となるものです。

(3) 市町・関係団体等との連携

本計画の実効性を高めるためには、各市町が行う事業の実施を積極的に支援するほか、NPOやボランティア団体等との協働が不可欠であることから、計画に掲げる各種取組みを進めていくに当たっては、市町や関係団体等との連携を緊密にし、情報交換等に積極的に努めるとともに、必要に応じ支援等を行っていきます。

また、官民共同による本県オリジナルの子育て支援策を展開するために創設された「子どもの愛顔応援ファンド」の活用にあたっては、市町や関係団体等で構成する「愛媛県子どもの愛顔応援県民会議」での協議も踏まえ、子育て世帯や子どもへの支援、地域における子どもの支援活動の拡充に取り組んでいきます。

参 考 資 料

- 1 愛媛県子ども・子育て会議委員、愛媛県少子化対策推進連絡会議会員名簿
- 2 用語解説
- 3 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況（平成30年度末現在）
- 4 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

1 愛媛県子ども・子育て会議委員、愛媛県少子化対策推進連絡会議会員名簿

○愛媛県子ども・子育て会議

分野	氏名	役職	備考
学識経験者	金子 省子	愛媛大学教育学部教授	会長
子ども・子育て 支援事業 従事者	龍田 三津子	愛媛県保育協議会副会長	
	二宮 一朗	愛媛県幼稚園連合会会長	
	阿部 活志	ひかり認定こども園園長	
	善家 千鶴	一般財団法人愛媛県母子寡婦福祉連合会会長	
	友川 礼	一般社団法人愛媛県社会福祉士会会員	
子どもの 保護者	児玉 義史	一般社団法人愛媛県医師会理事	
	山本 肖子	愛媛県PTA連合会副会長	
事業主代表者	伊藤 悟志	公募委員	
	岩丸 裕建	一般社団法人愛媛県法人会連合会事務局長	会長代理
労働者代表者	菊川 泰	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
関係行政機関 職員	佐藤 真理子	愛媛労働局雇用環境・均等室長	
	横山 憲	松山市保健福祉部子育て支援課長	

○愛媛県少子化対策推進連絡会議

役職	所属及び職名
会長	保健福祉部 生きがい推進局長
副会長	保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課長
会員	総務部 総務管理局 私学文書課長
	企画振興部 政策企画局 総合政策課長
	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課長
	県民環境部 防災局 消防防災安全課長
	保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課長
	保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課長
	保健福祉部 健康衛生局 健康増進課長
	保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課長
	経済労働部 産業雇用局 労政雇用課長
	農林水産部 農業振興局 農産園芸課長
	土木部 道路都市局 建築住宅課長
	教育委員会事務局 管理部 社会教育課長
	教育委員会事務局 指導部 義務教育課長
	教育委員会事務局 指導部 高校教育課長
警察本部 生活安全部 生活安全企画課長	

2 用語解説

■ アルファベット ■■■

LED信号機 (P95)

発光光源として LED (発光ダイオード: Light Emitting Diode) を用いた信号機で、従来の白熱電球を発光光源とした信号機と比べ、長寿命、省電力であるほか、疑似点灯 (太陽光が当たった場合に信号機が点灯しているように見える現象) の防止効果等の利点がある。

MFICU (母体・胎児集中治療室) (P63)

切迫早産や胎児異常などの重篤な母体・胎児に対して、高度な医療の中で集中治療できる施設。

NICU (新生児集中治療室) (P63)

小さく生まれた、予定より早く生まれた、病気を持った生まれた等の新生児に対して、高度な医療の中で集中治療ができる施設。

■ あ行 ■■■

一般事業主行動計画 (次世代法) (P100、148)

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって策定するもの。計画期間や目標、その達成のための対策と実施時期を定める。従業員 101 人以上の事業主は策定・届出、公表・周知の義務を、同 100 人以下の事業主は努力義務を負う。

一般事業主行動計画 (女性活躍推進法) (P99)

女性活躍推進法に基づき、事業主が策定するもので、職場の女性活躍に関する状況の把握・課題の分析等を行い、計画期間や数値目標、取組内容、取組の実施時期を定める。従業員 301 人以上の事業主は策定義務を、同 100 人以下の事業主は策定の努力義務を負う。令和元年 6 月に改正法が公布され、令和 4 年 4 月 1 日より 101 人以上の事業所に行動計画の策定義務の対象が拡大される予定。

医療的ケア児 (P65、89)

NICU (新生児集中治療室) 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。

インターンシップ (P78)

生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

愛顔 (えがお) の子育て応援事業 (P67)

県内紙おむつメーカー、市町と県との官民協働により、第 2 子以降を出生された世帯に、紙おむつ製品の購入の際に利用できる 5 万円分 (約 1 年分) のクーポン券を交付する事業。

えひめ学園 (P86)

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させるなどにより、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童自立支援施設として県が設置している施設。

えひめ学校教育サポーター企業 (P79、80)

出前授業や施設見学等を通して、教育活動を支援する企業・団体等のこと。データベースに登録してホームページに掲載し、各学校に情報提供をしている。

えひめ教育月間 (P65)

「えひめ教育の日」と併せ、毎年 11 月を「えひめ教育月間」と定め、各学校や教育関係団体等が地域等において関連行事を集中的に実施し、県民の積極的な参加を促すこととしている。

えひめ教育の日 (P65)

教育に対する県民の意識・関心を高め、学校や行政だけでなく、家庭や地域などが一体となって、本県教育の推進を図るため、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、行動する契機となる日として、平成 20 年に、教育関係団体で組織する「『えひめ教育の日』推進会議」が、毎年 11 月 1 日 (県及び市町の教育委員会の発足日) を「えひめ教育の日」と定めた。

えひめ結婚支援センター (P37、38、59)

未婚化・晩婚化対策のため、愛媛県が平成 20 年 11 月に開設した公的機関。企業・団体、市町、ボランティアなどと連携しながら、結婚支援イベント開催や 1 対 1 のお見合い (愛結び) を通じた出会いの場を提供している。

URL <https://www.msc-ehime.jp/> (えひめ結婚支援センターHP)

愛媛県社会的養育推進計画 (P4)

家庭養育優先原則を念頭に、子どもの最善の利益の実現に向けて、愛媛県における社会的養育の体制整備や考え方をまとめた計画。子どもの安全確保を最優先とした上で、家庭支援を図るとともに、代替養育が必要な場合については、児童養護施設や里親等の関係機関の協力の下、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備を目指している。

愛媛県少子化対策推進条例 (P4)

社会全体が一体となってさまざまな分野で少子化対策に取り組み、県民が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、平成 26 年 9 月議会で議員提案され、同年 10 月 17 日に公布・施行。

愛媛県総合教育センター (P66、108)

教育に関する専門的な調査及び研究、教職員の研修、教育相談などに関する業務を行う施設。教育相談は、月～金曜日 (年末年始、祝日を除く。) の 8:30～17:15 に受け付けている。

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例 (P93)

県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的に、「えひめ力の総結集」による自主防犯活動の推進を理念とし、県の責務、県民及び事業者の役割、地域活動団体の取組、市町への支援及び協力、協議会等の推進体制の整備などの基本事項を定めた条例。(平成25年4月1日施行)

愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略 (P50)

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、本県の目指す将来の方向性を示す「愛媛県人口ビジョン」を踏まえた目標や具体的施策を示し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくための戦略。

愛媛県保育士・保育所支援センター (P132)

潜在保育士の再就職や、保育士資格取得を支援することにより、子どもを安心して育てることが出来る体制を整備することを目的とした施設。センターの運営は、愛媛県社会福祉協議会に委託。

愛媛県母子保健計画 (P4)

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、「健やか親子21(第2次)」で示された課題や指標を基本として策定する県計画。第2期えひめ・未来・子育てプランに内包して策定している。

えひめ広域スポーツセンター (P78)

総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するための組織。(公財)愛媛県スポーツ振興事業団内に設置しており、ホームページ等による情報提供やクラブの創設・運営に関する助言などを行っている。

えひめ子育て応援企業 (P37、41)

仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業のうち、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の認証基準を満たし、申請に基づき県の認証を受けた企業。令和元年度から仕事と介護の両立支援等の認証基準を加えた「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に改称。

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度 (P41、99、100、114、119、120)

仕事と子育て、介護等の家庭生活の両立支援に取り組む中小企業を申請に基づき県が認証するもの。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度等の規定整備、企業としての取組姿勢の明示等の認証基準を満たすと、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証され、さらに男性の育児休業取得等の取組実績があり、働き方の見直しに取り組んでいる企業は、上位認証である「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」として認証される。

えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度 (P82)

学校と警察が相互に児童生徒の問題行動に関する情

報交換を行い、連携して非行を防止するなど、児童生徒の健全育成を推進するための制度。

えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ(媛CC)」(P82)

性暴力に関する相談窓口で、性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、産婦人科医等による医療的支援、臨床心理士等による心理的支援及び弁護士等による法的支援のほか、関係機関への同行支援などワンストップで総合的な支援を行う。

■ か行 ■■■■

学校関係者評価 (P72、73、79、102)

保護者、学校評議員、地域住民、その他学校関係者などにより構成された評価委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校が行った自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

学校トラブルサポートチーム (P82)

生徒の重大な問題行動や保護者等から理不尽な要求があった学校を専門的な立場から支援するためのチーム。弁護士、医師、大学教授、警察関係者等の専門家で構成されている。

学校評議員 (P79、80)

地域住民が学校経営に参画する仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された。校長は学校評議員から得た意見を参考にしながら、特色ある開かれた学校づくりを実現していくことができる。

危険ドラッグ (P94)

覚醒剤、大麻等の規制薬物に似た作用をもつ成分や規制薬物そのものが含まれることのある危険な薬物。

キャリア教育 (P40、48、57、89、109、110)

学校等において、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

教育課程説明会 (P78)

学習指導要領に示されている指導する領域や内容を明確にするとともに、地域や学校、児童生徒の実態などを考慮しながら各学校において適切に教育計画を作成するための研究協議を行う会議。

合計特殊出生率 (P3、7、50)

その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当する。

構造改革特区制度 (P58)

民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案により、特定の地域を対象に規制を緩和し、地域経済の活性化を図ろうとする制度。

URL

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html> (内閣府 HP)

高等職業訓練促進給付金 (P91、119)

児童扶養手当支給の所得水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職を容易にするために必要な資格取得に係る養成訓練の受講期間において支給される給付金。

心と体の健康センター (P64、81)

精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉の向上や精神障害者の福祉の増進を図るために設置している。松山市本町7丁目総合保健福祉センター内にある。

子育て世代包括支援センター (P37、63、66、113)

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。母子保健法で、市町村は設置に努めることとされており、国では2020年度末までの全国展開を目指している。

子ども家庭総合支援拠点 (P66、85、87、113、117)

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による断続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

子どもの愛顔応援ファンド (P67、75、103、107、149)

広く県民や企業・団体の皆様の参画・協力を得て、官民共同による本県独自の子育て支援策や地域の子どもの支援活動の拡充を図るため、令和元年10月に創設。

子供の貧困対策に関する大綱 (P43、107)

子どもの貧困対策の推進に関する法律(昭和26年法律第64号)において、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、政府が定めることと義務付けられている大綱。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (P4、43、107)

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に整備された法律。

子ども療育センター (P66、88)

肢体不自由児と重症心身障害児の療育を目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設で、医療法に基づく病院としての機能も有する。障害児に対する福祉・保健・医療・教育が連携した総合的なサービスを提供する県内地域療育の拠点として平成19年4月1日に開所した施設。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、保育士、児童指導員など、多職種専門スタッフが、障害の軽減、社会生活に必要な生活習慣の確立などの支援を行っている。

個別の教育支援計画 (P89)

障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握

し、教育の視点から適切な対応が行えるよう、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。

個別の指導計画 (P89)

子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校の教育課程や指導計画等を踏まえて、具体的な個別の指導目標や内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

■ さ行 ■■■■

サイバー犯罪 (P94)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、コンピュータ・電磁的記録を対象とした犯罪、不正指令電磁的記録に関する罪のほか、ネットワークを利用した犯罪をいう。

里親 (P37、40、75、84~87、115、117)

児童福祉法に規定されている里親制度の下で、要保護児童を養育する「養育里親」、「専門里親」、養子縁組によって養親になることを希望する「養子縁組里親」などがある。

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。

次世代育成支援対策推進法(次世代法) (P3、4、100、148)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを定めた法律。平成15年7月16日に公布され、平成27年3月31日までの時限立法であったが、平成26年4月23日に一部改正され、同法の有効期限は平成37年3月31日まで10年間延長となった。

URL

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai-suis/inhou-gaiyou.html> (厚労省 HP)

次世代育成力 (P51、53、55)

性別や年齢、ライフステージを問わず、次世代に関わり、育むことができる力。

持続可能な開発のための教育 (ESD) (P78)

現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育。

シックハウス症候群 (P97)

居住環境において化学物質等により汚染された空気を起因とした健康障害の総称。近年の住宅の高気密化による換気量の低下や化学物質を多量に用いた建材の

使用により、新築や改築後の住宅などで化学物質による室内空気汚染などがあり、居住者に様々な健康被害（疲労感、頭痛、めまい、吐き気、くしゃみ、鼻水、目やのどの痛み、呼吸困難など）が生じている事例がある。

指定管理者 (P97)

平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度であり、公の施設の管理について、従来の公共的団体等への管理委託制度に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任するもの。指定管理者の範囲については特に制約が設けられておらず、民間事業者も含まれる。

児童委員及び主任児童委員 (P66)

児童委員は、子育て、妊娠、出産、母子家庭などに対して、相談・援助、行政サービスの紹介などを行う。主任児童委員は、地域の児童健全育成活動や児童、妊婦等への援助活動などに従事するほか、地域に配置されている児童委員と関係機関との連絡調整なども行う。

児童家庭支援センター (P81、82、86、87、117)

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を必要とする児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする児童福祉法に定める施設。

児童館 (P67、74、97、98、103)

児童福祉法に定める児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

児童虐待 (P27、40、42、44、48、51、53、63、66、84、85、127、136)

保護者により子ども（18歳に満たない者）に加えられた行為で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な育成や発達を損なう場合を言い、生命の危険のある暴行等に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。児童虐待の防止等に関する法律では①身体的虐待、②性的虐待、③保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、④心理的虐待の4つの行為類型を児童虐待として規定している。

児童憲章 (P4)

子どもの健やかな成長を願って昭和26年（1951年）5月5日の「こどもの日」に制定された子どものための権利宣言。子どもの社会保障・家庭・教育・労働・文化・保護などの権利と、それに対する社会の義務と責任をうたっている。

児童センター (P97)

児童館の機能に加え、児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せ持った施設。

児童相談所 (P27、49、81、82、84～86、109、116、117)

児童福祉法に基づき都道府県等に設置されている児童福祉の専門機関。児童相談所は、児童に関する様々な問題について家庭や学校などからの相談に対応し、児童及びその家庭についての必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定やその判定に基づく必要な援助（指導、措置）、児童の一時保護などの業務を行う。

児童の権利に関する条約 (P4、42)

18歳未満のすべての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）11月20日に国連総会において全会一致で採択されたもので「子どもの権利条約」とも呼ばれている。我が国は、平成2年（1990年）9月21日に条約に署名、平成6年（1994年）4月22日に批准を行い（世界で158番目）、同年5月22日から発効している。条約では、子どもは、保護され、支援されるべき存在として、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」の4つの権利を守ることとされている。

URL

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (外務省HP)

児童扶養手当 (P90、114、117、118、120)

ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育者に対して支給される手当。

児童養護施設 (P75、84、86、87、110、114～117、119、122、134)

保護者のいない児童（乳児は除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。以下同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護 (P42、117、122、127)

子どもの最善の利益及び社会全体で子どもを育むことを理念とし、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

周産期医療 (P38、48、63)

周産期とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、周産期医療とは、周産期を含めた前後の期間において、母体・胎児や新生児の生命に関わる突発的な緊急事態に対して、産科・小児科双方からの一貫した体制で提供する医療をいう。

周産期死亡率 (P38、63)

周産期死亡率は、妊娠満22週以後の死産数と出生後満7日未満の早期新生児死亡数を加えたものであり、周産期死亡率とは、年間の1,000出産に対する周産期死亡数の比率である。なお、出産数は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

就労活動促進費 (P114、118、119)

自ら積極的に就労活動に取り組む被保護者に対して、活動内容をはじめ、一定の条件のもと、月額5千円を支給するもの。

就労自立給付金 (P114、118、119)

保護脱却時に、税や社会保険料等の負担が生じることを踏まえ、保護受給中の就労収入の一部を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給する給付金。

授業評価システムガイドライン (P79)

県内の小中学校において、組織的・継続的な授業改善を行う授業評価システムを構築し、授業評価を基に授業改善が円滑かつ効果的に実施されるよう県教育委員会が平成20年3月に作成したガイドライン。

少年心理専門員 (P94)

臨床心理士の資格を有する愛媛県警察の少年補導職員で、心理の専門的知識を生かし、少年や関係者へのカウンセリング等を行う。

少年補導委員 (P81)

市町から委嘱され、街頭補導活動や相談活動、補導少年に係る家庭・学校・警察への連絡・通告、環境浄化活動、広報活動を行う者。

少年補導センター (P81)

青少年育成を目的として、市町に設置されている機関。いじめ・不登校・非行といった子どもや若者とその保護者が抱える悩みに対する相談活動をはじめ、非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動、有害環境の浄化活動、各種イベントをはじめとする広報啓発活動、就労支援、居場所づくりといった活動を行う。

食育 (P78、112、115)

健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するもの。

女性活躍推進法 (P99)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表を事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けた法律。平成27年9月に公布・施行された。令和元年6月に改正法が公布され、今後、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などが予定されている。

ジョブカフェ愛 work (愛媛県若年者就職支援センター) (P57、58、110、116)

愛媛県が松山市銀天街に設置し、若年者の就職支援や人材育成に向けた取り組みを総合的に実施している。行政や経済団体、企業、教育機関、保護者団体等が一体となって設立した（一社）えひめ若年人材育成推進機構によって運営されている。

自立援助ホーム (P37、40、86、87、117)

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの等に対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。

自立支援教育訓練給付金 (P119)

児童扶養手当支給の所得水準にあり、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する給付金。

自立相談支援機関 (P117)

自立相談支援事業を行う機関であり、福祉事務所設置自治体又は同自治体から委託を受けた団体。

自立相談支援事業 (P113、117、118)

生活困窮者自立支援法に基づく事業で、生活困窮者からの相談を受けて、生活困窮者が抱えている課題に応じた支援計画を策定し、自立に向けて包括的、継続的に支援を行うもの。

新生児死亡率 (P63)

出生1,000人に対する生後4週（28日）未満の死亡数。

新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査） (P61、69、70)

生後数日の赤ちゃんの足の裏から、ごく少量の血液をろ紙にしみ込ませて、専門の検査機関に送り、問題となる病気がないかどうか調べる検査のこと。

新・放課後子ども総合プラン (P43、74、114)

「放課後子ども総合プラン」の取組をさらに推進させ、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全小学校区での一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるもの。

スクールカウンセラー (P44、82、108、109、122)

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。

スクールソーシャルワーカー (P44、82、108、109、122)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門家。

健やか親子21（第2次） (P4、115)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向けた国民運動計画。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に

対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 (P4)

成長過程にある者等に対し必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に、2018年公布・2019年施行された。(略称：成育基本法) 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務を明記し、保護者並びに妊産婦の支援を含め、教育、医療、福祉等、関係分野の連携を規定している。

生活困窮者自立支援法 (生活困窮者自立支援制度) (P75、103、113、115、116、117、118)

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことを定めた法律。(平成27年4月1日施行)

セーフティーリーダー (P94)

交通の安全や円滑のために、各種運動のリーダーとして活躍しているボランティアの人たち。県公安委員会が地域交通安全活動推進委員として委嘱している。

総合型地域スポーツクラブ (P78、111)

地域住民の自主的、主体的な運営により、子どもから高齢者まですべての世代の人が、身近な学校や公共スポーツ施設等を活用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指して活動しているスポーツクラブ。

総合周産期母子医療センター (P63)

MFICUやNICUなどを備え、合併症妊娠や重い妊娠高血圧症候群、切迫早産など、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する周産期医療の中核施設。

■ た行 ■■■■

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」(P4)

10年後の将来像を描いた長期ビジョン編と、その将来像の実現に向け、4年間で取り組む施策を盛り込んだアクションプログラム編により、愛媛づくりの方向性を示した県の長期計画。

タンデムマス法 (P61)

タンデムマスとは「タンデム型質量分析計」という測定機器のことであり、タンデムマス法とは、この機器を使って、血液ろ紙1回の分析でたくさんの方の病気を調べることができる検査法のこと。

地域周産期母子医療センター (P63)

産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、母体や胎児、新生児に対する比較的高度な医療を提供できる施設。

地域若者サポートステーション (P57、109、110)

働くことに悩みを抱えている人やその家族に対し、専門的な相談、各種セミナー、職場体験、他の就労支援機関との連携を通じて、職業的自立を支援する拠点。

低出生体重児 (P61、62、63)

出生児の体重が2,500g未満の新生児のことをいう。出生体重が1,500g未満の新生児を極低出生体重児、1,000g未満の新生児を超低出生体重児といい、低出生体重児には極低出生体重児も超低出生体重児も含まれる。

登下校防犯プラン (P42、93)

平成30年5月、新潟市で下校中の児童が殺害される事件が発生したことを受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、登下校時における総合的な防犯対策を強化するため、

- ①地域連携の場の強化
- ②通学路の合同点検の徹底及び整備・改善
- ③不審者情報等の共有及び迅速な対応
- ④多様な担い手による見守り活動の活性化
- ⑤子供の危険回避に関する対策の推進

を柱に、登下校時の子供の安全確保に関する対策を取りまとめたもの。(平成30年6月22日決定)

特別支援学校のセンター的機能 (P29、89、112)

特別支援学校が有する専門的な知識・技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすこと。小・中学校等の要請に応じて、特別支援教育に関する相談や情報提供、教員に対する研修協力、施設・設備の提供等を行う。

■ な行 ■■■■

ニート (P57、110、116)

NEET (Not in Education, Employment or Training) 非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

乳児死亡率 (P38、63)

出生1,000人に対する生後1年未満の死亡数。

認可外保育施設 (P72、108、137、138)

児童福祉法による認可を受けず、保護者との私的契約により乳児または幼児を保育する施設で、ベビーホテル・事業所内保育・その他の施設(託児所等)がある。

妊婦の日 (P60)

愛媛県産婦人科医会が中心となり、「いいお産(1103)」の語呂合わせで、毎年11月3日に「良い子を産み育てる妊婦の日」として専門家からのアドバイスやコンサートなどのイベントを実施している。40回以上の歴史を持つ。

■ は行 ■■■■

発達障がい (P61、88)

比較的低年齢で現れ始める行動やコミュニケーション・対人交流、学習の問題を主とする脳の機能障害。広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、注意欠陥多動性障害、学習障害等があり、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合がある。知的な遅れを伴わない場合は、見た目では分かりにくく、周囲の理解が得られにくい。

ファミリーハウスあい (P69)

小児慢性特定疾病児等長期にわたり医療施設におい

て療養を必要とする児童の家族が付き添いのために滞在できる木造2階建ての宿泊施設で、県立中央病院の南側に位置する。

ファミリーホーム (P40、84、86、87、115、117)

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、養育者の家庭に児童を迎え入れて行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、基本的な生活習慣や豊かな人間性・社会性を養うこと等を目的として、児童の養育を行う事業。

フィルタリングサービス (P81)

携帯電話事業者等が提供するサービスで、有害なサイトへのアクセス制限など、青少年が安全・安心にインターネットを利用できるようにサポートする。

フッ化物洗口 (P78)

むし歯予防を目的に、一定濃度のフッ化ナトリウムを含む水溶液で30秒～1分間洗口(ぶくぶくうがい)をすること。

不妊専門相談センター (P64)

不妊で悩む夫婦等を対象に、専門の医師等が不妊に関する相談指導・情報提供及び専門相談員の研修等を行う機関。愛媛県では心と体の健康センターに設置している。

フリースクール (P82、111)

一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

フレックスタイム制度 (P100)

一定期間(清算期間)においてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が各日の始業及び終業の時刻、労働時間を自ら決定できる制度。労働者は日々の都合に合わせて、仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。

放課後子ども教室 (P 43、74、79、103、111、114)

すべての子どもを対象に、放課後や週末等に安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進するもの。

放課後児童クラブ (P 32、37、39、43、49、74、88、103、109、112、114、115、134、141、143)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供するもの。

放課後児童支援員 (P43、74、88、97)

放課後児童クラブに配置され、クラブに参加する児童の放課後等の遊びや生活を支援する職員で、保育士などの資格を持ち、知事が行う研修を修了した者。

母子及び父子並びに寡婦福祉法 (P4、114)

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉施策の中心となる法律。平成26年の法改正(平成26年10月1日施行)により、父子家庭への福祉の措置に関する章が創設され、法律名も母子及び寡婦福祉法から改称された。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置) (P100)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

母子父子寡婦福祉資金貸付金 (P111、116)

母子福祉資金は、母子家庭の母に対して必要な資金の貸付けを行い、経済的自立の支援や児童の福祉の増進を図るもの。同様に、父子家庭の父には父子福祉資金、寡婦には寡婦福祉資金の貸付制度がある。

母子・父子自立支援員 (P91、114、117、118、120)

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長及び福祉事務所設置町村長が委嘱する職員。ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。平成26年10月から、母子自立支援員を改称。

母子・父子自立支援プログラム策定員 (P114、117、118)

児童扶養手当受給者の個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、その自立促進を支援する。

■ ま行 ■■■■

まもるくんの車 (P95)

タクシーや会社等の営業用車両に「まもるくん」ステッカーを貼付し、走行しての見守り・警戒活動によって、登下校中等の子どもを犯罪の被害から守ることを目的とした活動。

未熟児 (P61)

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

メンタルヘルス (P61)

精神面における健康のこと。女性のライフサイクルの中で、出産前後の期間はうつ病の出現率が高いとされており、出産や育児の不安に対する心のケアは大切である。

■ や行 ■■■■

ユニバーサルデザイン (P97)

障がいの有無、年齢、性別、人権等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

URL

<https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-ind ex.html> (内閣府HP)

養育支援訪問事業 (P85、86、113)

市町が、乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者又は出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。

要保護児童対策地域協議会 (P66、85、86、109、113、117)

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町が、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者を構成員として設置する協議会。

■ ら行 ■■■**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (P64)**

「性と生殖に関する健康・権利」のこと。1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議(ICPD)にて提唱された概念。

療育 (P61)

障がいのある子どもに対して、その成長や発達段階に応じた適切な治療・訓練・教育等を提供すること。

労働力人口 (P21、33)

15歳以上人口のうち、就業者(従業員及び休業者)と完全失業者を合わせたもの。

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実績							前年比				目標値 (目標年度)
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標達成率							
								→27	→28	→29	→30			
第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる「えひめ」														
1 次代の親づくり														
01	イクメンメンターの養成数	0人 (H27)	—	26	37	37	37.0%	—	↗	↗	→	→	100人 (R1)	
2 若者の自立と就労支援														
01	若年求職者の就職者数(愛 workにおける就職支援数)	2,230人 (H26)	1,652	2,224	2,068	2,028	115.9%	↘	↗	↘	→	→	1,750人 (H30)	
02	若年無業者の進路決定者 数	190人 (H25)	125	118	105	112	56.0%	↘	↘	↘	↗	↗	200人 (H30)	
03	産業技術専門学校における 就職率(H30～)	90.2% (H28)	—	—	82.4	88.6	—	—	—	↘	↗	↗	増加 (R1)	
	日本版デュアルシステム訓 練終了後の就職率(～ H29)	83.0% (H25)	86.7	92.9	92.9	—	—	↗	↗	→	→	↗	増加 (R1)	
3 良きパートナーとの出会いの支援														
04	えひめ結婚支援センター で誕生したカップル数	7,800組 (H26)	9,494	11,033	12,351	14,042	78.0%	↗	↗	↗	↗	↗	18,000組 (R1)	
第2目標「命の誕生」が心から祝福される「えひめ」														
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策														
05	妊娠満11週以内の妊娠届 出率	87.6% (H25)	89.3	89.5	89.5	89.4	—	↗	↗	→	↘	↘	増加 (H30)	
06	全出生数中の低出生体重 児の割合	9.0% (H25)	9.3	9.8	9.2	9.5	—	↘	↘	↗	↘	↘	低下 (H30)	
07	1歳6か月児健康診査の 未受診率	8.1% (H25)	6.4	5.3	5.3	4.4	90.9%	↗	↗	→	↗	↗	4.0% (H30)	
08	3歳児健康診査の未受診 率	8.6% (H25)	7.0	5.9	6.1	4.3	139.5%	↗	↗	↘	↗	↗	6.0% (H30)	
09	むし歯のない3歳児の割 合	78.2% (H25)	79.7	80.9	82.3	83.7	—	↗	↗	↗	↗	↗	90.0%以上 (H30)	
2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり														
10	周産期死亡率(出生千 対)	4.7 (H25)	2.7	3.1	5.1	1.9	205.3%	↗	↘	↘	↗	↗	3.9 (H30)	
11	新生児死亡率(出生千 対)	1.3 (H25)	0.9	0.2	0.7	0.3	200.0%	↗	↗	↘	↗	↗	0.6 (H30)	
12	乳児死亡率(出生千対)	2.3 (H25)	1.4	1.6	1.3	1.4	100.0%	↗	↘	↗	↘	↗	1.4 (H30)	
3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援														
13	不妊専門相談開設日数	64日 (H25)	60	69	68	64	100.0%	↘	↗	→	→	→	64日 (H30)	
第3目標「家族・地域の愛情」で育む「えひめ」														
1 地域で子どもを育む環境づくり(公的支援)														
14	家庭教育を支援する講 座・学習会の開催回数	396回 (H25)	430	420	406	403	80.6%	↗	↘	↘	→	→	500回 (R1)	
15	「えひめ家庭教育サポート 企業連携事業」協定締結企 業数	59企業 (H26)	60	66	69	75	75.0%	→	↗	↗	↗	↗	100企業 (R1)	
16	スマートフォン対応の子 育てアプリダウンロード 数	0件 (H26)	4,310	6,470	9,960	12,371	88.4%	↗	↗	↗	↗	↗	14,000件 (R1)	
17	地域子育て支援拠点施設 設置か所数	77か所 (H26)	82	86	87	88	94.6%	↗	↗	↗	↗	↗	93か所 (R1)	

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標 番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実績							前年比				目標値 (目標年度)
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標達成率	→27	→28	→29	→30			
18	子育て世代包括支援センターの整備数	0 か所 (H26)	0	0	2	12	240.0%	→	→	↗	↗	5 か所 (R1)		
2 地域で子どもを育む環境づくり(民間と協働した支援)														
19	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	11 か所 (H26)	11	12	12	12	85.7%	→	↗	→	→	14 か所 (R1)		
20	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	1,900 件 (H26)	1,898	1,747	1,930	2,182	101.5%	↘	↘	↗	↗	2,150 件 (R1)		
3 安心できる小児医療体制の整備														
21	小児救急輪番制の実施地域数 <small>(※救急医療対策事業)</small>	2 地域 (H26)	2	2	2	2	100.0%	→	→	→	→	2 地域 (R1)		
22	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日 (H26)	毎日	毎日	毎日	毎日	100.0%	→	→	→	→	毎日 (R1)		
23	県内医療機関等における新生児マススクリーニング検査の実施率	100 % (H25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (H30)		
第4目標「希望する幼児教育と保育」が受けられる「えひめ」														
1 幼児期の教育・保育の充実														
24	認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数	41,161 人 (H26)	41,954	41,903	41,545	40,884	96.3%	↗	→	→	→	42,462 人 (R1)		
25	延長保育の実利用者数	6,009 人 (H26)	5,354	5,875	5,406	5,855	53.0%	→	→	→	→	11,040 人 (R1)		
26	一時預かり延べ利用者数	122,368 人 (H26)	135,305	139,561	148,590	139,851	70.6%	↗	↗	↗	↘	198,168 人 (R1)		
27	地域型保育事業の実施か所数	0 か所 (H26)	21	37	43	54	112.5%	↗	↗	↗	↗	48 か所 (R1)		
28	病児・病後児保育(ファミサポート事業[病児緊急対策強化事業を含む])延べ利用者数	6,542 人 (H26)	9,207	10,996	13,551	11,374	44.0%	↗	→	↗	↘	25,850 人 (R1)		
29	子育て支援員認定数	0 人 (H26)	351	547	718	864	69.1%	↗	↗	↗	↗	1,250 人 (R1)		
30	学校関係者評価の実施率(公立)	100 % (H25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (H30)		
31	私立幼稚園等における預かり保育実施園数	91 園 (H25)	97	97	99	103	103.0%	↗	→	↗	↗	100 園 (R1)		
32	認定こども園の認可・認定数	16 か所 (H26)	32	46	60	74	77.1%	↗	↗	↗	↗	96 か所 (R1)		
2 放課後児童対策の充実														
33	放課後児童クラブの登録児童数	9,817 人 (H26)	11,124	12,496	13,427	14,142	100.3%	↗	↗	↗	↗	14,096 人 (R1)		
34	放課後子ども教室の設置数	79 か所 (H26)	86	93	105	117	112.5%	↗	↗	↗	↗	104 か所 (R1)		
35	放課後児童支援員数	0 人 (H26)	278	562	835	1,120	80.0%	↗	↗	↗	↗	1,400 人 (R1)		
3 地域子ども・子育て支援の充実														
36	利用者支援事業実施か所数	0 か所 (H26)	8	9	12	20	87.0%	↗	↗	↗	↗	23 か所 (R1)		
37	子育て短期支援(ショートステイ)実施か所数	10 か所 (H26)	10	14	14	14	116.7%	→	↗	→	→	12 か所 (R1)		
38	子育て短期支援(トワイライトステイ)実施か所数	7 か所 (H26)	8	7	7	7	70.0%	↗	↘	→	→	10 か所 (R1)		

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標 番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実績							前年比				目標値 (目標年度)
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標達成率	前年比						
								→27	→28	→29	→30			
第5目標「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”														
1 豊かな人間性と生きる力の育成														
39	「えひめ食文化普及講座」の 実施回数(小学生対象数)	23 回/年 (H25)	64	48	44	42	161.5%	↗	↘	→	→	26 回/年 (R1)		
40	インターンシップを体験した ことのある高校3年生の割合	52.5 % (H25)	54.9	56.2	61.9	59.3	110.8%	↗	↗	↗	→	53.5 % (R1)		
41	乳幼児保育、高齢者介護、奉仕 等の体験活動への参加者の割合 (高校生)	200 % (H25)	203.0	209.6	210.6	210.4	102.6%	↗	↗	↗	→	205 % (R1)		
42	総合型地域スポーツクラブの 会員数(H30～)	6,461 人 (H29)	—	—	—	5,790	81.5%	—	—	—	↘	7,100 人 (H34)		
	総合型地域スポーツクラブの 設置数(～H29)	29 クラブ (H22年度末)	41	41	42			↗	→	↗		68 クラブ (H29)		
43	朝食を欠食する県民の割合 (小・中学生)	11.0 % (H24)	小学生 5.3% 中学生 6.7%	小学生 5.5% 中学生 6.9%	小学生 5.4% 中学生 6.6%	小学生 5.9% 中学生 7.8%	小学生94.1% 中学生92.2%	↗	↘	↗	↘	0 % (R1)		
2 魅力ある学校づくり														
44	県立学校への学校評議員の 設置率	100 % (H26)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (R1)		
45	公立小中学校における学校 評議員(類似制度含む)の 設置率	100 % (H25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (H30)		
46	「えひめ学校教育サポーター 企業」登録企業・団体数	151 (H26)	157	172	185	197	98.5%	↗	↗	↗	↗	200 (R1)		
47	学校の耐震化率(県立学校 施設)	68.6 % (H25)	92.5	96.6	100.0	(目標達成)	100.0%	↗	↗	↗	→ (終了)	100 % (H29)		
48	学校の耐震化率(市町立 小中学校)	80.3 % (H26)	87.1	91.6	94.8	95.2	97.3%	↗	↗	↗	↗	97.8 % (R1)		
3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり														
49	県立学校等での非行防止 教室の開催率	100 % (H26)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (R1)		
50	未成年の自殺死亡数	10 人 (H25)	9	5	6	7	—	↗	↗	↘	↘	減少 (H29)		
51	十代の人口妊娠中絶率 (人口千対)	8.6 (H24)	7.4	6.8	6.5	4.7	—	↗	↗	↗	↗	減少 (H29)		
52	不登校児童数(小学校)	164 人 (H25)	185	207	243	323	—	↘	↘	↘	↘	減少 (H30)		
53	不登校生徒数(中学校)	868 人 (H25)	914	985	935	1,067	—	↘	↘	↗	↘	減少 (H30)		
54	不登校生徒数(県立学校 等)	259 人 (H25)	213	208	203	282	—	↗	↗	↗	↘	減少 (R1)		
第6目標「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”														
1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実														
55	児童相談所における夜間・ 休日相談体制の充実	中央児童相談所に夜間休日の 相談対応職員を確保	電話受付 対応のみ	電話受付 対応のみ	電話受付 対応のみ	電話受付 対応のみ	—	→	→	→	→	中央児童相談所に夜間休日の 相談対応職員を確保		
56	一時保護所における環境 改善(個別対応化)	児童相談所の被虐待児と 非行児童などの混合処遇状況の 改善	3	3	3	3	—	→	→	→	→	児童相談所の被虐待児と 非行児童などの混合処遇状況の 改善		
57	要保護児童対策市町職員 研修の受講者数	0 名 (H26)	13	14	28	20	33.3%	↗	↗	↗	↘	60 名 (R1)		
58	乳児家庭全戸訪問事業の 実施市町数	19 市町 (H26)	全市町	全市町	全市町	全市町	100.0%	↗	→	→	→	全市町 (R1)		

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標 番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実績								目標値 (目標年度)		
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標達成率	前年比					
								→27	→28	→29			→30
59	養育支援訪問事業の実施市町数	9 市町 (H26)	10	11	12	12	60.0%	↗	↗	↗	→	全市町	(R1)
60	児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援	1か所	1か所	1か所	2か所	—	→	→	→	↗	整備要望に対し、積極的に支援	
61	小規模化・地域分散化した施設数(児童養護施設・乳児院)	6 施設 (H26)	6	8	9	11	91.7%	→	↗	→	↗	12 施設	(R1)
62	自立援助ホームの設置数	2 か所 (H26)	2	2	3	4	100.0%	→	→	↗	↗	4 か所	(R1)
63	ファミリーホームの設置数	6 か所 (H26)	7	8	11	12	150.0%	↗	↗	↗	↗	8 か所	(R1)
64	養育里親の登録数	82 世帯 (H26)	96	114	130	141	117.5%	↗	↗	↗	↗	120 世帯	(R1)
65	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	12.2 % (H26)	12.4	12.6	15.8	16.9	100.6%	↗	↗	↗	↗	16.8 %	(R1)
66	児童心理治療施設の設置数	0 か所 (H26)	0	1	1	1	100.0%	→	↗	→	→	1 か所	(R1)
67	児童家庭支援センターの設置数	1 か所 (H26)	1	1	1	1	33.3%	→	→	→	→	3 か所	(R1)
2 共生への支援を要する子どもたちのサポート													
68	障害児通所支援の利用児童数	1,896 人 (H25)	2,389	2,872	3,227	3,650	122.9%	↗	↗	↗	↗	2,971 人	(R1)
69	ふれあい親善大使の派遣(H29~)	0 か所 (H28)	/	/	222	250	138.9%	-	-	↗	↗	180 か所	(R1)
	障害児ふれあい体験学習実施児童生徒数(~H28)	176 人 (H25)	208	222	/	/	/	↗	↗	-	/	230 人	(R1)
70	個別の教育支援計画の作成率	96.9 % (H25)	97.2	97.8	99.3	99.5	99.5%	↗	↗	↗	↗	100 %	(R1)
3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進													
71	就業支援講習会受講生の就業率	26.0 % (H23~25)	42.9	58.8	42.9	61.5	184.7%	↗	↗	↘	↗	33.3 %	(R1)
72	自立支援教育訓練費受給者の就業率	100 % (H23~25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 %	(R1)
73	高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	75 % (H23~25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 %	(R1)
74	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験給付金受給者の合格率	— %	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100 %	(R1)
第7目標「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”													
1 安心・安全なまちづくり													
75	まもるくんの会社の設置数	10,227 か所 (H25)	9,633	8,930	8,869	8,905	—	↘	↘	↘	↗	増加	(R1)
76	まもるくんの車の設置数	9,282 台 (H25)	5,905	5,587	5,583	5,592	—	↘	↘	↘	↗	増加	(R1)
77	防犯関係のボランティア団体数	448 団体 (H25)	416	402	400	390	—	↘	↘	↘	↘	増加	(R1)
78	LED信号機の整備数	8,686 灯 (H25)	11,399	12,378	12,467	12,796	—	↗	↗	↗	↗	増加	(R1)

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実績				目標達成率	前年比				目標値 (目標年度)	(R1)
				H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		→	↗	↘	↖		
2 保護者が実践する事故防止・防災対策														
	79	チャイルドシート等の着用率	57.0 % (H25)	51.0	59.2	52.3	38.6	38.6%	↘	↗	↘	↘	100 %	(R1)
3 子育て家庭の遊び場等の整備														
	80	児童館の設置数	45 館 (H26)	45	46	45	45	91.8%	→	↗	↘	→	49 館	(R1)
	81	えひめこどもの城の来園者数	338,250 人 (H25)	408,090	368,590	372,296	365,250	91.3%	↗	↘	↗	↘	400,000 人	(R1)
	82	バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	41.6 % (H25)	56.4	57.4	57.9	60.6	106.3%	↗	↗	↗	↗	57.0 %	(R1)
第8目標「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”														
1 子育てしやすい職場環境づくり(企業で)														
	83	育児休業取得率	女性: 81.2 % 男性: 3.2 (H25)	女性: 83.1 男性: 1.0	—	女性: 91.7 男性: 4.8	—	女性: 101.9% 男性: 48.0%	→	—	↗	—	女性: 90.0 % 男性: 10.0	(R1)
	84	えひめ子育て応援企業※の認証件数 ※R1～「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」へ改称	511 社 (H25)	562	582	620	643	98.9%	↗	↗	↗	↗	650 社	(R1)
	84 1 1	えひめ子育て応援企業※の上位認証件数 ※R1～「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」へ改称	0 社 (H27)	—	7	13	21	84.0%	—	↗	↗	↗	25 社	(R1)
2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し(家庭で)														
	85	男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5 % (H26)	29.3	—	31.9	—	79.8%	↗	—	↗	—	40 %	(R2)
3 子育てと仕事の両立支援(地域で)														
	86	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	48.4 % (H26)	48.4	49.4	58.7	43.2	—	→	↗	↗	↘	向上	(R1)

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	担当課
第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”					指標数: 6
1 次世代育成力の強化					
	01	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合	10.1%	(H30) 20.0%	(R6) 子育て支援課
2 若者の自立と就労支援					
	02	県内大学新規卒業者の就職決定率(全体)	97.9%	(H30) 95.6%以上 <small>※リーマンショック前最高水準を維持</small>	(R6) 産業人材室
	03	県内大学新規卒業者の就職決定率(県内就職)	48.4%	(H30) 増加	(R6) 産業人材室
	04	若年無業者の進路決定者数	112人	(H30) 200人	(R6) 労政雇用課
	05	産業技術専門学校における就職率	88.6%	(H30) 増加	(R6) 労政雇用課
3 若者の多様な交流と出会いの支援					
	06	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,056組	(H30) 1,800組	(R6) 子育て支援課
第2目標「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”					指標数: 9
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策					
	07	妊娠満11週以内の妊娠届出率	89.4%	(H30) 増加	(R6) 健康増進課
	08	全出生数中の低出生体重児の割合	9.45%	(H30) 減少	(R6) 健康増進課
	09	1歳6か月児健康診査の受診率	95.6%	(H30) 増加	(R6) 健康増進課
	10	3歳児健康診査の受診率	95.7%	(H30) 増加	(R6) 健康増進課
	11	むし歯のない3歳児の割合	83.7%	(H30) 90%以上	(R6) 健康増進課
2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり					
	12	周産期死亡率(出生千対)	1.9 <small>※年次変動大</small>	(H30) 3.6	(R6) 健康増進課
	13	新生児死亡率(出生千対)	0.3 <small>※年次変動大</small>	(H30) 0.9	(R6) 健康増進課
	14	乳児死亡率(出生千対)	1.4	(H30) 1.4	(R6) 健康増進課
3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援					
	15	不妊専門相談開設日数	64日	(H30) 64日	(R6) 健康増進課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	担当課
第3目標「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”					指標数: 11
1 地域で子どもを育む環境づくり(公的支援)					
	16	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403回	(H30) 469回	(R6) 社会教育課
	17	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	75企業	(H30) 105企業	(R6) 社会教育課
	18	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の総ダウンロード数	12,371件	(H30) 24,000件	(R6) 子育て支援課
	19	地域子育て支援拠点施設設置か所数	88か所	(H30) 92か所	(R6) 子育て支援課
	20	子育て世代包括支援センター設置市町数	6市町	(H30) 20市町	(R6) 健康増進課
2 地域で子どもを育む環境づくり(民間と協働した支援)					
	21	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	98 %	(H30) 98 %以上	(R6) 子育て支援課
	22	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	12か所	(H30) 13か所	(R6) 子育て支援課
	23	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	2,182件	(H30) 2,400件	(R6) 子育て支援課
3 安心できる小児医療体制の整備					
	24	小児救急輪番制の実施地域数	4地域	(R1) 4地域	(R6) 医療対策課
	25	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日	(R1) 毎日	(R6) 医療対策課
	26	県内医療機関等における新生児マスキューン検査の実施率	100%	(H30) 100%	(R6) 健康増進課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		担当課
第4目標「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”							指標数: 14
1 幼児期の教育・保育の充実							
	27	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用者数	40,884人	(H30)	50,442人	(R6)	子育て支援課
	28	延長保育の実利用者数	5,855人	(H30)	8,634人	(R6)	子育て支援課
	29	一時預かり延べ利用者数	139,851人	(H30)	162,577人	(R6)	子育て支援課
	30	病児・病後児保育(ファミサポ事業[病児緊急対策強化事業を含む])延べ利用者数	11,374人	(H30)	21,280人	(R6)	子育て支援課
	31	子育て支援員認定数	864人	(H30)	2,056人	(R6)	子育て支援課
	32	学校関係者評価の実施率(公立)	100.0%	(H30)	100%	(R6)	義務教育課
	33	私立幼稚園等における預かり保育実施園数	103園	(H30)	94園	(R6)	子育て支援課
	34	認定こども園の認可・認定数	74か所	(H30)	136か所	(R6)	子育て支援課
2 放課後児童対策の充実							
	35	放課後児童クラブの登録児童数	14,142人	(H30)	16,478人	(R6)	子育て支援課
	36	放課後子ども教室の設置数	122か所	(R1)	137か所	(R6)	社会教育課
	37	放課後児童支援員数	1,120人	(H30)	2,300人	(R6)	子育て支援課
3 地域子ども・子育て支援の充実							
	38	利用者支援事業実施か所数	20か所	(H30)	35か所	(R6)	子育て支援課
	39	子育て短期支援(ショートステイ)実施市町数	7市町	(H30)	12市町	(R6)	子育て支援課
	40	子育て短期支援(トワイライトステイ)実施市町数	2市	(H30)	11市	(R6)	子育て支援課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		担当課
第5目標「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”							指標数: 17
1 豊かな人間性と生きる力の育成							
	41	「えひめ食文化普及講座」の実施回数 (小学生対象数)	23回/年	(H25)	26回/年	(R6)	農産園芸課
	42	インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	59.3%	(H30)	62.0%	(R6)	高校教育課
	43	乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合(高校生)	210.4% <small>※豪雨災害復興支援により実績増</small>	(H30)	205%	(R6)	高校教育課
	44	総合型地域スポーツクラブの会員数	6,461人	(H29)	7,100人	(R4)	地域スポーツ課
	45	朝食を欠食する県民の割合(小学生)	5.3%	(H27)	0%	(R6)	健康増進課
2 魅力ある学校づくり							
	46	県立学校への学校評議員の設置率	100%	(H30)	100%	(R6)	高校教育課
	47	公立小中学校における学校評議員(類似制度含む。)の設置率	100%	(H30)	100%	(R6)	義務教育課
	48	「えひめ学校教育サポーター企業」登録企業・団体数	199件	(R1)	218件	(R6)	社会教育課
	49	県立学校の教室へのエアコン設置率	59.4%	(R1)	100%	(R6)	高校教育課
	50	県立学校の普通教室における電子黒板の整備率	28.4%	(R1)	100%	(R6)	高校教育課
	51	学校の耐震化率(市町立小中学校)	80.3%	(H26)	100%	(市町による)	義務教育課
3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり							
	52	県立学校等での非行防止教室の開催率	100%	(H30)	100%	(R6)	高校教育課
	53	未成年の自殺死亡数	9人	(H27)	6人	(R6)	健康増進課
	54	十代の人口妊娠中絶率(人口千対)	4.7	(H30)	減少	(R6)	健康増進課
	55	不登校児童数(公立小学校)	323人	(H30)	減少	(R6)	義務教育課
	56	不登校生徒数(公立中学校)	1067人	(H30)	減少	(R6)	義務教育課
	57	不登校生徒数(県立高校等)	282人	(H30)	減少	(R6)	高校教育課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		担当課
第6目標「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”							指標数 20
1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実							
	58	児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保		中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保		子育て支援課
	59	一時保護所における環境改善(個別対応化)	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		子育て支援課
	60	要保護児童対策地域協議会における調整担当者(専門研修受講済)の配置	8市町	(H30)	20市町	(R6)	子育て支援課
	61	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	全市町	(H30)	全市町	(R6)	子育て支援課
	62	養育支援訪問事業の実施市町数	12市町	(H30)	全市町	(R6)	子育て支援課
	63	児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援		整備要望に対し、積極的に支援		子育て支援課
	64	小規模化・地域分散化した施設数(児童養護施設・乳児院)	11施設	(H30)	12施設	(R6)	子育て支援課
	65	自立援助ホームの設置数	4か所	(H30)	6か所	(R6)	子育て支援課
	66	ファミリーホームの設置数	12か所	(H30)	14か所	(R6)	子育て支援課
	67	養育里親の登録数	141世帯	(H30)	260世帯	(R6)	子育て支援課
	68	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	16.9%	(H30)	30.4%	(R6)	子育て支援課
	69	子ども家庭総合支援拠点を設置する市町数	0市町	(H30)	20市町	(R6)	子育て支援課
	70	児童家庭支援センターの設置数	1か所	(H30)	3か所	(R6)	子育て支援課
2 共生への支援を要する子どもたちのサポート							
	71	障害児通所支援の利用児童数	3,227人	(H29)	4,917人	(R2)	障がい福祉課
	72	ふれあい親善大使の派遣	222か所	(H29)	230か所	(R6)	特別支援教育課
	73	個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	87.5%	(H30)	100%	(R6)	特別支援教育課
3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進							
	74	就業支援講習会受講生の就業率	54.4%	(H28～30)	60.0%	(R6)	子育て支援課
	75	自立支援教育訓練費受給者の就業率	100%	(H28～30)	100%	(R6)	子育て支援課
	76	高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	100%	(H28～30)	100%	(R6)	子育て支援課
	77	ひとり親家庭学習支援ボランティアの実施市町数	6自治体	(H28～30)	10自治体	(R6)	子育て支援課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	担当課	
第7目標「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”					指標数: 8	
1 安全・安心なまちづくり						
	78	まもるくんの車(子どもの見守りを行う営業用車両)の登録数	5,592台	(H30)	増加 (R6)	生活安全企画課
	79	不審者対応訓練の実施回数	365回	(H30)	増加 (R6)	生活安全企画課
	80	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	262回	(H30)	増加 (R6)	少年課
	81	LED信号機の整備数	12,796 灯	(H30)	増加 (R6)	交通規制課
2 保護者が実践する事故防止・防災対策						
	82	チャイルドシート等の着用率	59.1%	(R1)	100% (R6)	消防防災安全課
3 子育て家庭の遊び場等の整備						
	83	児童館の設置数	45館	(H30)	45館 (R6)	子育て支援課
	84	えひめこどもの城の来園者数	365,250 人	(H30)	450,000人 (R5)	子育て支援課
	85	バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.3%	(R1)	80.0% (R6)	建築住宅課
第8目標「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”					指標数: 5	
1 子育てしやすい職場環境づくり						
	86	育児休業取得率	女性91.7% 男性 4.8%	(H29)	女性91.7% 男性10.0% (R5)	労政雇用課
	87	えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数	643 件	(H30)	750 件 (R6)	労政雇用課
	88	えひめ仕事と家庭の両立応援企業の上位認証件数	21 件	(H30)	50 件 (R6)	労政雇用課
2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し						
	89	男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5%	(H26)	40.0% (R2)	男女参画・ 県民協働課
3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり						
	90	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5%	(R1)	向上 (R6)	子育て支援課

添付資料

愛媛県子どもの生活実態調査の結果（概要）

※調査結果全文は、愛媛県ホームページ (https://www.pref.ehime.jp/h20300/kodomo_tyousa/gaiyou.html) で公表しています。

2019 年度

愛媛県子どもの生活実態調査
報告書／概要版

2020 年 3 月

(株)ニッセイ基礎研究所

～ はじめに ～

子どもにかかわる総合的な計画として愛媛県が策定する「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」（計画期間：2020年度～2024年度）の検討にあたり実施された、愛媛県の全ての公立小学校2年生、5年生、中学校2年生、県立高校2年生とその保護者、3歳児健診対象児童保護者を対象とした、国の調査レベルの規模ともいえる大規模アンケートをもとに作成されている。

アンケートは全公立ならびに県立校を対象としたため、愛媛県全自治体・教育委員会の協力のもと、県と全市町が綿密に連携し、子どもの安全・安心な回答環境と回収率の向上に尽力した。

本報告書は、子どもの生活状況、現在の幸福度、将来展望や子育て家庭が抱える不安・心配事などを把握し、愛媛の子どもたちが自信と希望をもって成長し、未来に向かってチャレンジするために必要な取組みや重点施策等の参考資料とすることを目的として作成された。

本概要版では、報告書掲載の500以上のデータグラフのうち、主な結果について掲載する。

調 査 概 要

本調査は、愛媛県の委託を受け、㈱ニッセイ基礎研究所が実施したものである。

(1) 調査対象

- 1.愛媛県内全ての公立小学校2年生ならびに5年生、公立中学校2年生、県立高等学校2年生
(1学年につき1クラス)(子ども調査票4種類)
- 2.上記の保護者(保護者調査票)
- 3.3歳児健診対象児童の保護者(保護者調査票)

(2) 調査手法

- 1.小学2年生－各学校の授業における紙調査
- 2.小学5年生、中学2年生、高校2年生－学校の授業におけるインターネット調査
(数校、事情により紙調査実施)
- 3.調査対象就学児童保護者、3歳児健診児童保護者－インターネット調査ならびに郵送調査

(3) 調査期間

2019年9月9日から30日間(一部の学校において期間延長あり)

(4) 有効回答数

1.WEB調査、紙調査とも代理回答の防止と対象者確認を厳密化するため、個別IDとパスワードの配布を実施、子どもは授業での回答に限定

2.1により、提出された全ての回答が有効

3.子ども回収率 91.9%

保護者回収率 30.3%

うち、子どもの回答に対し、保護者も回答した割合＝紐付け率

(保護者・子ども双方回答した数/子ども回答数) 35.8%

調査母数					回収状況						
県全体		調査対象			学校数	①子ども		②保護者		B紐づけ数 (①②とも 回答した数)	紐づけ率 B/A
年齢・学年	児童数	子ども	保護者	対象比率		A回答数	回収率	回答数	回収率		
3歳児	約10,000人	—	7,160人	71.6%	—	—	—	1,606	22.4%	—	—
小学2年生	11,291人	5,337人	5,337人	47.3%	270校	5,044	94.5%	1,839	34.5%	1,839	36.5%
小学5年生	11,715人	5,594人	5,594人	47.8%		5,223	93.4%	2,161	38.6%	2,122	40.6%
中学2年生	10,733人	3,926人	3,926人	36.6%	130校	3,351	85.4%	1,038	26.4%	984	29.4%
高校2年生	8,370人	1,762人	1,762人	21.1%	55校	1,656	94.0%	558	31.7%	528	31.9%
計	52,109人	16,619人	23,779人	—	455校	15,274	91.9%	7,202	30.3%	5,473	35.8%

調査対象計 40,398人 (市町・県立)
※県立高校は、全日制(分校・中等教育学校を含む。)

※保護者紙調査票希望者 18名

集計上の注意事項

<集計について>

- 調査結果の比率は、その設問に関する調査数（回答したくない含む）を分母として、原則として小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、合計が100%にならない場合がある。
- 複数回答形式の場合、回答比率の合計は基本的に100%を超える。
- 図表中の「n」とは、基本的にはその設問に関する回答数（回答したくない含む）を表す。

<結果のコメントについて>

- 報告書中の「保護者」は、すべて「就学児童の保護者（小2、小5、中2、高2の子どもの保護者）」のことを示す。
- 分析コメントは、各区分の集計結果で最も高い割合を示したものに限定している。
- グラフ上の回答割合（%）の表記について、1%未満の表記は省略して記載しない。

<年収について>

- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によれば、県民の平均年収は平均年齢44歳・400万円強であること、アンケートに回答した保護者は小学5年生以下保護者で77.8%を占める（平均年齢より低年齢である者が多数派と考えられる）ことから、200万円まで：世帯年収低、200-400万円：世帯年収平均低め、400-800万円：世帯年収平均高め、800万円超：世帯年収高、とした。
- 保護者の43.4%、3歳児保護者の33.3%が「答えたくない」を選択しており、本調査結果のみをもって子育て世帯の年収と考えることは適切ではない。

<貧困度について>

- 貧困度（生活必需品入手困難有無）は、過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験があった場合を「困難あり」、なかった場合を「困難なし」としたものである。

<幸福度について>

- 幸福度は、（保護者ではなく）「子どもが」過去1年間どれくらい幸せだったかについて10点満点で評価した場合に「4点以下」を「低」、「5～7点」を「中」、「8点以上」を「高」としたものである。ただし小学2年生は毎日の楽しさを4段階で評価した場合に「ぜんぜんたのしくない」「あまりたのしくない」を「低」、「ときどきたのしい」を「中」、「たのしい」を「高」としたものである。

<「ひとり親」について>

- 保護者アンケートにおいて、子どもとの関係を「母親」または「父親」と回答した者のうち、配偶者と「離別」または「死別」または「未婚・非婚」と回答した者とする。

目次

- 第1章 子どもの生活環境180
- 第2章 子どもの生活習慣・友人関係183
- 第3章 子ども・保護者の幸福感、子どもの自己肯定感189
- 第4章 ひとり親家庭の状況190
- 第5章 すべての子どもが夢を持って自分らしく成長できる愛媛づくり
.....195

第1章 子どもの生活（抜粋）

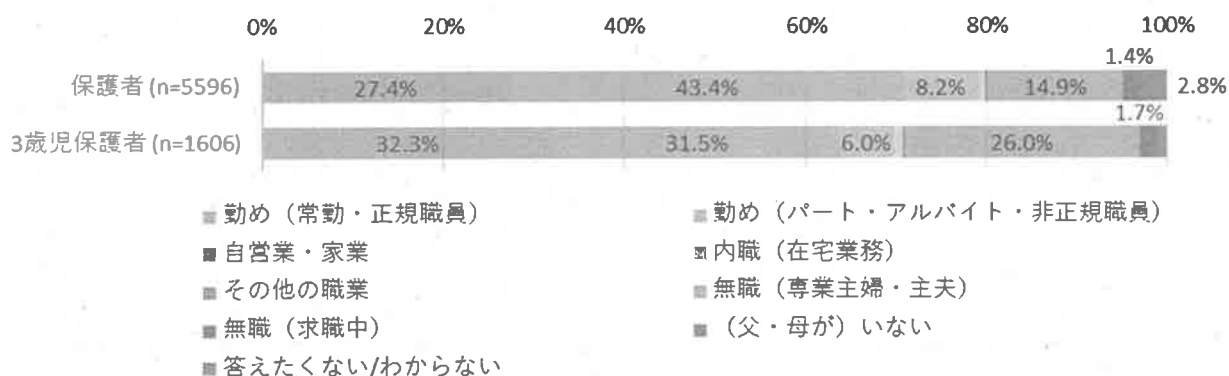
保護者の就労状況

（1）母親の現在の就業状況

保護者の「母親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（パート・アルバイト・非正規職員）」が43.4%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が32.3%で最も高くなっている。

保護者 Q11 母親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S1 お母さま

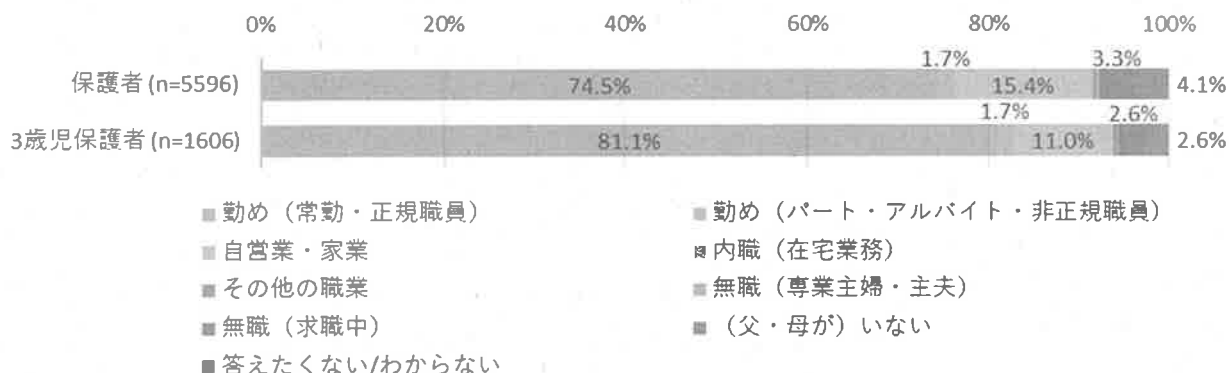


（2）父親の現在の就業状況

保護者の「父親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が74.5%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が81.1%で最も高くなっている。

保護者 Q11 父親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S2 お父さま



(3) 子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化

保護者の「子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化」についての回答を見ると、「保護者」では「変わった」が58.1%、「3歳児保護者」では「変わった」が52.3%で最も高くなっている。

保護者 Q12 子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化：子の年齢層別

保護者 Q12 お子さんが生まれる前後で、お母さまとお父さまそれぞれの就業形態に変化がありましたか（単一回答）（産前産後休暇、育児休業の期間中を除きます。） -S1 お母さま

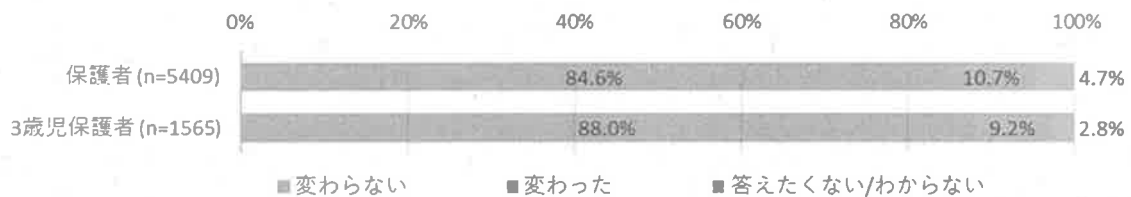


(4) 子どもが生まれる前後での父親の就業形態の変化

保護者の「子どもが生まれる前後での父親の就業形態の変化」についての回答を見ると、「保護者」では「変わらない」が84.6%、「3歳児保護者」では「変わらない」が88.0%で最も高くなっている。

保護者 Q12 子どもが生まれる前後での父親の就業形態の変化：子の年齢層別

保護者 Q12 お子さんが生まれる前後で、お母さまとお父さまそれぞれの就業形態に変化がありましたか（単一回答）（産前産後休暇、育児休業の期間中を除きます。） -S2 お父さま



世帯の経済状況

(1) 世帯年収

保護者の「世帯年収」についての回答を見ると、「保護者」では「世帯年収平均高め」が29.4%、「3歳児保護者」では「世帯年収平均高め」が36.2%で最も高くなっている。

保護者 Q13 世帯年収：子の年齢層別

保護者 Q13 現在の収入（税・社会保険料込み）は、1年間にどれくらいですか（単一回答）

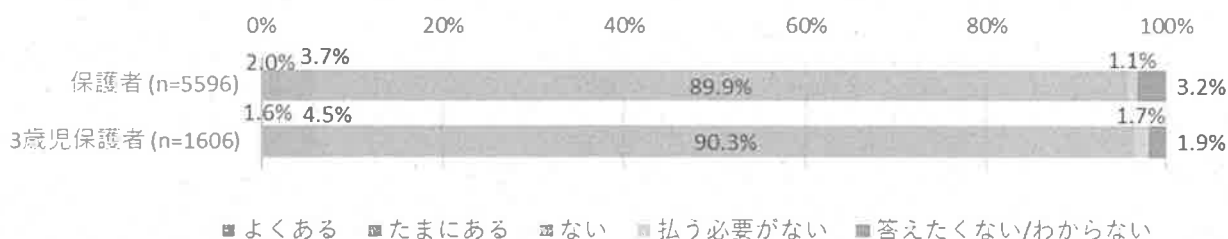


(2) 過去1年間の未払い光熱費の有無

保護者の「過去1年間の未払い光熱費の有無」についての回答を見ると、「保護者」では「ない」が89.9%、「3歳児保護者」では「ない」が90.3%で最も高くなっている。

保護者 Q20 過去1年間の未払い光熱費の有無：子の年齢層別

保護者 Q20 お子さんのご家庭で、過去1年間に電気、ガス、水道の料金のどれかを支払えなかったことがありますか（単一回答）

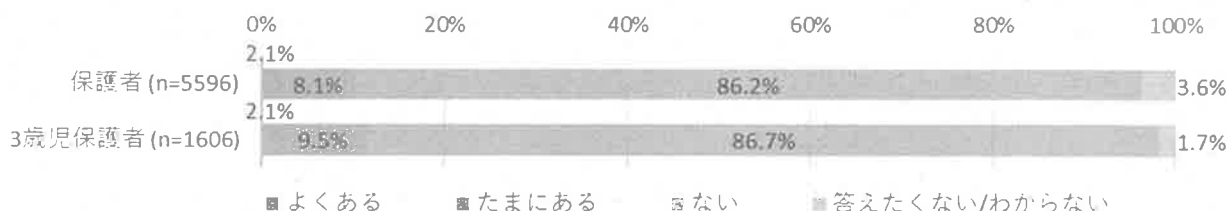


(3) 過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験の有無

保護者の「過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験の有無」についての回答を見ると、「保護者」では「ない」が86.2%、「3歳児保護者」では「ない」が86.7%で最も高くなっている。

保護者 Q21 過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験の有無：子の年齢層別

保護者 Q21 お子さんのご家庭では、過去1年間に、お金が足りなくて、家族に必要な食料や衣類を買えなかったことがありますか（単一回答）



第2章 子どもの生活習慣・友人関係（抜粋）

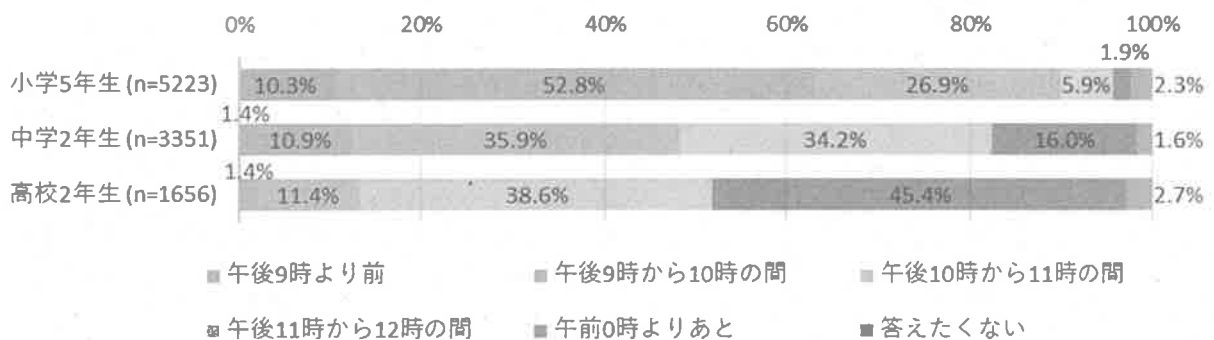
生活リズム

（1）就寝時刻

子どもの「就寝時刻」についての回答を見ると、「小学5年生」では「午後9時から10時の間」が52.8%、「中学2年生」では「午後10時から11時の間」が35.9%、「高校2年生」では「午前0時よりあと」が45.4%で最も高くなっている。

子ども Q27 就寝時刻：年齢層別

子ども Q27 あなたが寝る（ねる）のは、たいてい何時くらいですか（単一回答）

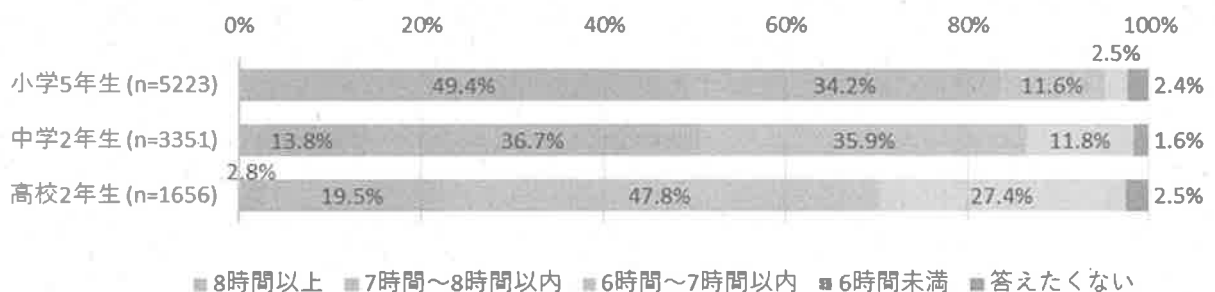


（2）平日のおよその睡眠時間

子どもの「平日のおよその睡眠時間」についての回答を見ると、「小学5年生」では「8時間以上」が49.4%、「中学2年生」では「7時間～8時間以内」が36.7%、「高校2年生」では「6時間～7時間以内」が47.8%で最も高くなっている。

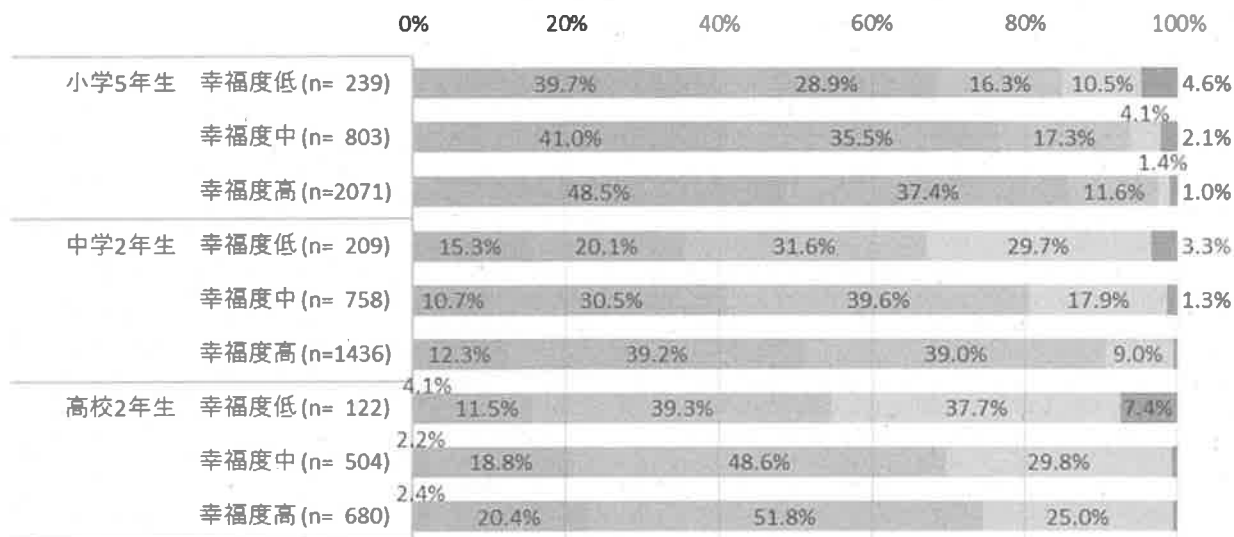
子ども Q28 平日のおよその睡眠時間：年齢層別

子ども Q28 あなたは、平日はだいたい何時間の睡眠をとっていますか（単一回答）



子どもの「平日のおよその睡眠時間」についての回答を見ると、小学5年生の「幸福度低」グループでは「8時間以上」が39.7%、「幸福度中」グループでは「8時間以上」が41.0%、「幸福度高」グループでは「8時間以上」が51.6%、中学2年生の「幸福度低」グループでは「6時間～7時間以内」が31.6%、「幸福度中」グループでは「6時間～7時間以内」が39.6%、「幸福度高」グループでは「7時間～8時間以内」が40.2%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「6時間～7時間以内」が39.3%、「幸福度中」グループでは「6時間～7時間以内」が48.6%、「幸福度高」グループでは「6時間～7時間以内」が48.4%で最も高くなっている。

子ども Q28 平日のおよその睡眠時間：幸福度別



■ 8時間以上 ■ 7時間～8時間以内 ■ 6時間～7時間以内 ■ 6時間未満 ■ 答えたくない

運動習慣

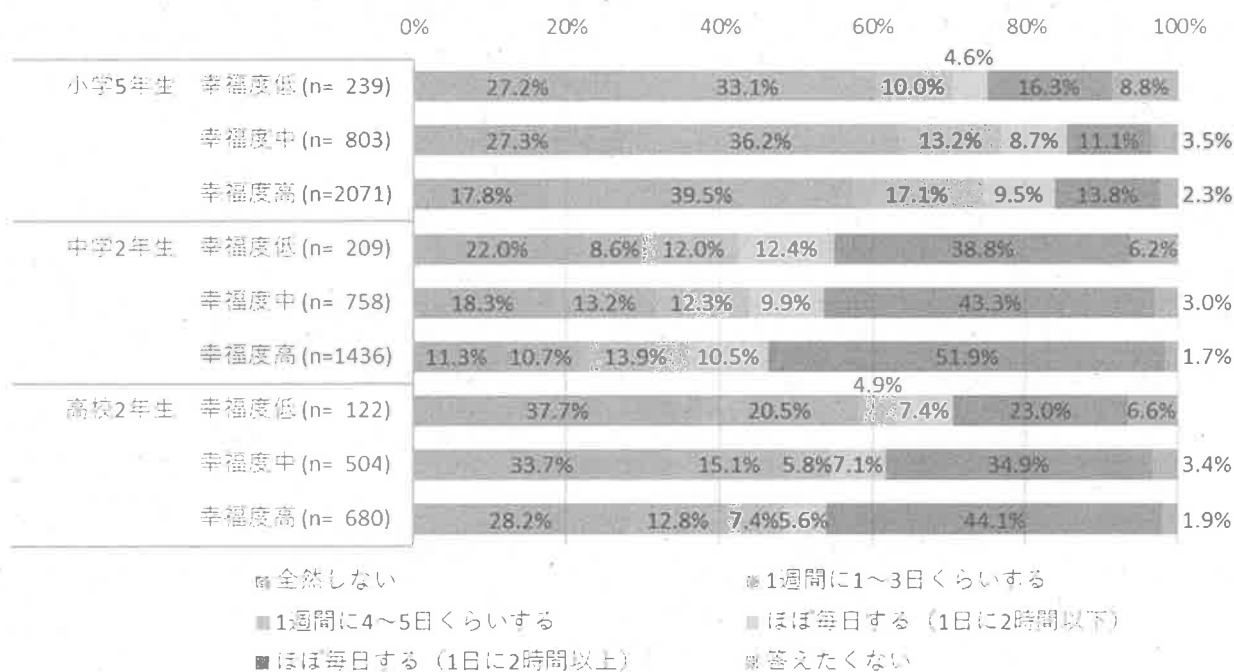
(1) 学校外での活動量 (1週間)

－体育の授業以外での30分以上の運動(部活動をふくめる)

子どもの「学校外での活動量(1週間)－体育の授業以外での30分以上の運動(部活動をふくめる)」についての回答を見ると、小学5年生の「幸福度低」グループでは「1週間に1～3日くらいする」が33.1%、「幸福度中」グループでは「1週間に1～3日くらいする」が36.2%、「幸福度高」グループでは「1週間に1～3日くらいする」が37.5%、中学2年生の「幸福度低」グループでは「ほぼ毎日する(1日に2時間以上)」が38.8%、「幸福度中」グループでは「ほぼ毎日する(1日に2時間以上)」が43.3%、「幸福度高」グループでは「ほぼ毎日する(1日に2時間以上)」が51.0%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「全然しない」が37.7%、「幸福度中」グループでは「ほぼ毎日する(1日に2時間以上)」が34.9%、「幸福度高」グループでは「ほぼ毎日する(1日に2時間以上)」が40.9%で最も高くなっている。

子ども Q14 学校外での活動量 (1週間)－体育の授業以外での30分以上の運動(部活動をふくめる)：幸福度別

子ども Q14 あなたは、1週間のうち、次のことをどれくらいしますか(単一回答)－S4 体育の授業以外での30分以上の運動(部活動をふくめる)



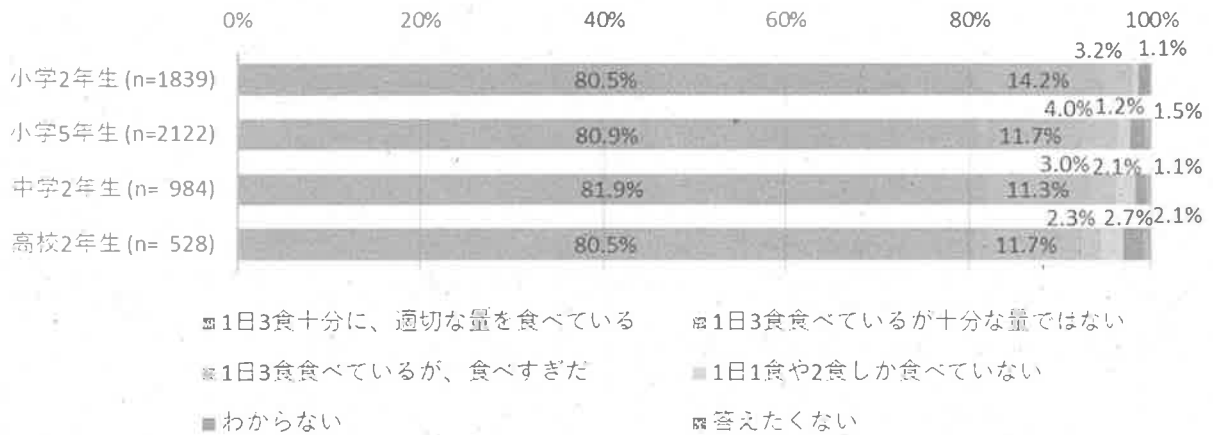
食習慣

(1) 子どもの食事の量

保護者の「子どもの食事の量」についての回答を見ると、「小学2年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が80.5%、「小学5年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が80.9%、「中学2年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が81.9%、「高校2年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が80.5%で最も高くなっている。

保護者 Q26 子どもの食事の量：年齢層別

保護者 Q26 お子さんの食事の量についてどのように思いますか（単一回答）



(2) 毎日十分な食事がとれていると思うか

子どもの「毎日十分な食事がとれていると思うか」についての回答を見ると、「小学5年生」では「たくさん食べている」が53.6%、「中学2年生」では「たくさん食べている」が61.2%、「高校2年生」では「たくさん食べている」が56.3%で最も高くなっている。

子ども Q20 毎日十分な食事がとれていると思うか：年齢層別

子ども Q20 あなたは、毎日十分な食事をとれていると思いますか。（おなかいっぱいごはんをたべていますか。）（単一回答）



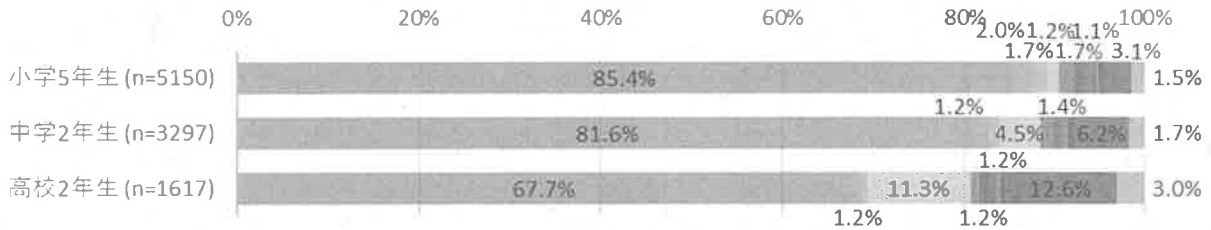
放課後や休日の過ごし方

(1) 放課後の居場所で一番ほっとできる場所

子どもの「放課後の居場所で一番ほっとできる場所」についての回答を見ると、「小学5年生」では「自分の家」が85.4%、「中学2年生」では「自分の家」が81.6%、「高校2年生」では「自分の家」が67.7%で最も高くなっている。

子ども Q6 放課後の居場所で一番ほっとできる場所：年齢層別

子ども Q6 あなたが過ごすとした場所の中で、あなたが一番ほっとできる場所はどこですか。ほっとできる場所がない場合は、「ほっとできる場所はない」にチェックをつけてください（単一回答）



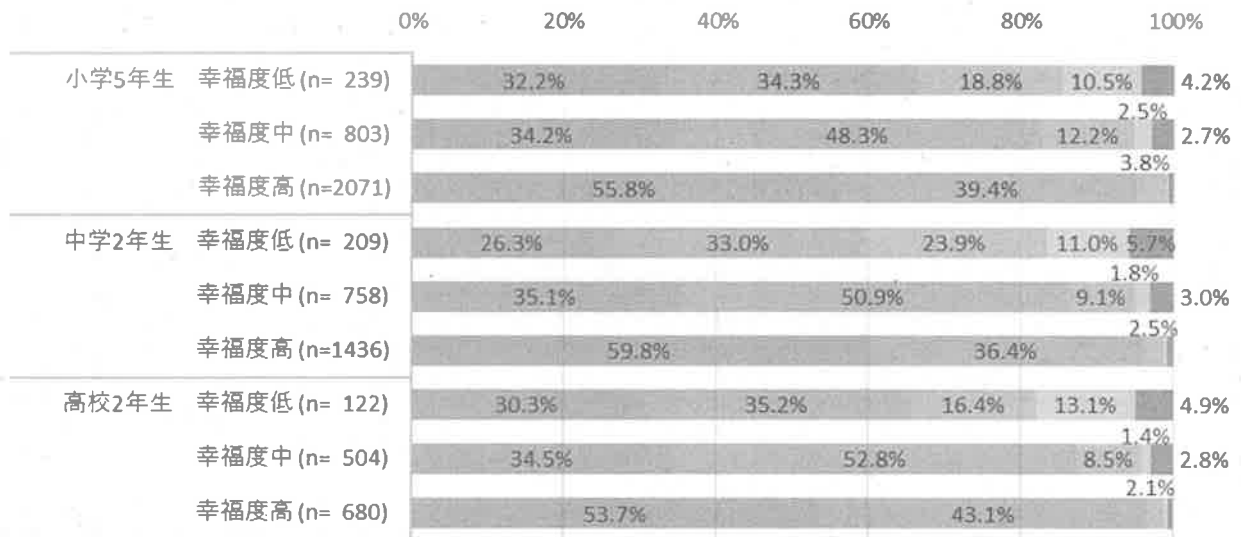
- 自分の家
- 友だちの家
- 塾や習い事 / 塾・予備校や習い事
- 学校 (校舎内、体育館、運動場、部室など) / 小5 (児童クラブ、図書館、体育館、運動場など)
- スポーツクラブ (トレーニング場、野球場、サッカー場など)
- アルバイトや家業の手伝いの場
- 公園や川、山、野原、海など
- 公共の図書館、児童館、自習コーナーなど
- 飲食店、商店街、ショッピングモール
- ゲームセンター、カラオケ、インターネットカフェなど
- その他 (おうちの人の仕事場、親せきや知り合いのところ、公民館など)
- ほっとできる場所はない
- 答えたくない

友人関係

(1) なかよしな友だちの有無

子どもの「友だちと仲良くしていると思うか」についての回答を見ると、小学5年生の「幸福度低」グループでは「そう思う」が34.3%、「幸福度中」グループでは「そう思う」が48.3%、「幸福度高」グループでは「とてもそう思う」が65.2%、中学2年生の「幸福度低」グループでは「そう思う」が33.0%、「幸福度中」グループでは「そう思う」が50.9%、「幸福度高」グループでは「とてもそう思う」が66.7%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「そう思う」が35.2%、「幸福度中」グループでは「そう思う」が52.8%、「幸福度高」グループでは「とてもそう思う」が57.6%で最も高くなっている。

子ども Q35 友だちと仲良くしていると思うか：幸福度別



■ とてもそう思う ■ そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ 答えたくない

第3章 子ども・保護者の幸福感、子どもの自己肯定感（抜粋）

幸福感

（1）この1年間の幸福度

保護者の「この1年間の幸福度」についての回答を見ると、「保護者」では「高い」が44.0%、「3歳児保護者」では「高い」が48.3%で最も高くなっている。

保護者 Q29 この1年間の幸福度：子の年齢層別

保護者 Q29 この1年間を振り返ってあなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになるとお思いますか（単一回答）

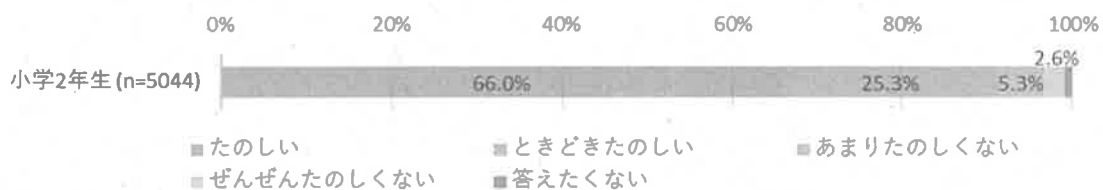


（2）毎日楽しいか

小2の「毎日楽しいか」についての回答を見ると、「小学2年生」では「たのしい」が66.0%で最も高くなっている。

小2Q22 毎日楽しいか：年齢層別

小2Q22 まいにち、たのしいですか（単一回答）



（3）この1年間の幸福度

子どもの「この1年間の幸福度」についての回答を見ると、「小学5年生」では「高い」が66.4%、「中学2年生」では「高い」が53.7%、「高校2年生」では「普通」が43.8%で最も高くなっている。

子ども Q46 この1年間の幸福度：年齢層別

子ども Q46 この1年間をふり返ってあなたはどのくらい幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになるとお思いますか（単一回答）



第4章 ひとり親家庭の状況（抜粋）

ひとり親の定義については「集計上の注意」参照

就労状況

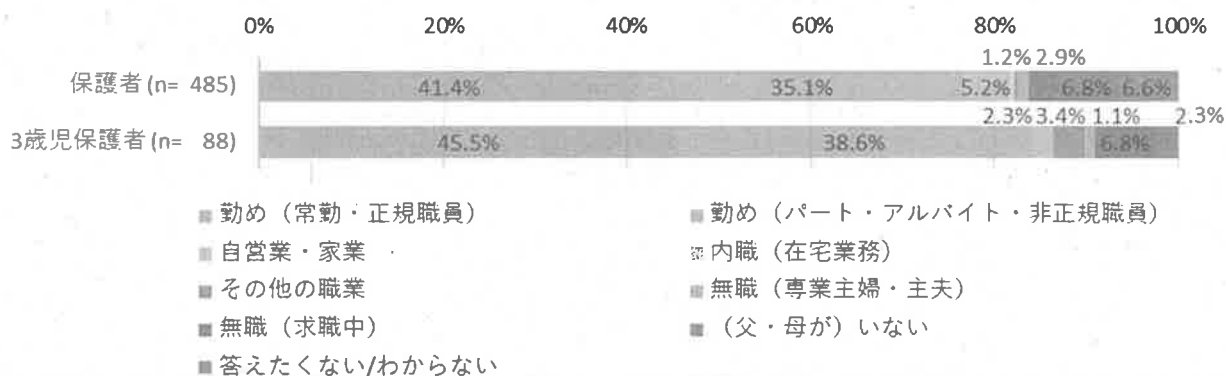
※就労状況は同居しない方の親についても回答されている（例：離婚した元夫の就業状況を母親が回答する）。
結果として、すべてのひとり親家庭の子どもの両親の就業状況が同居親の視点から示されている。

（1）母親の現在の就業状況

保護者の「母親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が41.4%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が45.5%で最も高くなっている。

保護者 Q11 母親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S1 お母さま

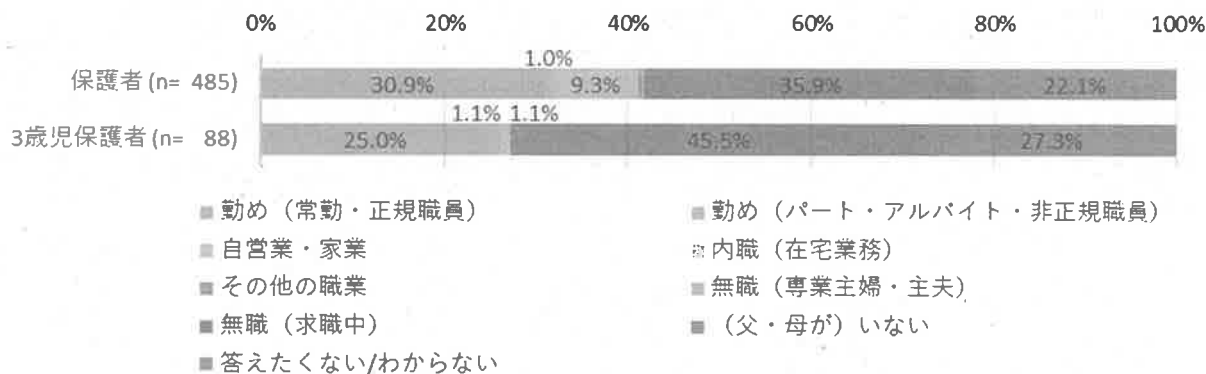


（2）父親の現在の就業状況

保護者の「父親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「（父・母が）いない」が35.9%、「3歳児保護者」では「（父・母が）いない」が45.5%で最も高くなっている。

保護者 Q11 父親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S2 お父さま

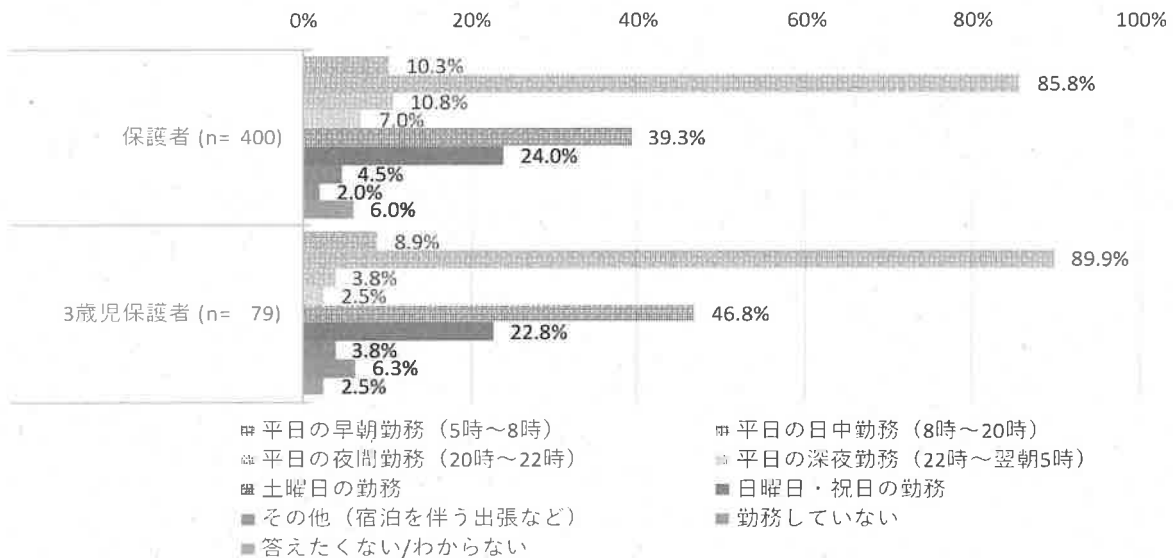


(3) 母親の日常的な勤務時間帯

保護者の「母親の日常的な勤務時間帯」についての回答を見ると、「保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が85.8%、「3歳児保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が89.9%で最も高くなっている。

保護者 Q14 母親の日常的な勤務時間帯：子の年齢層別

保護者 Q14 お子さんのお母さまとお父さまには、日常的に以下のそれぞれの時間帯の間に勤務がありますか（複数回答）※「勤務していない」と「答えたくない/わからない」は一緒にチェックすることはできません。-S1 お母さま

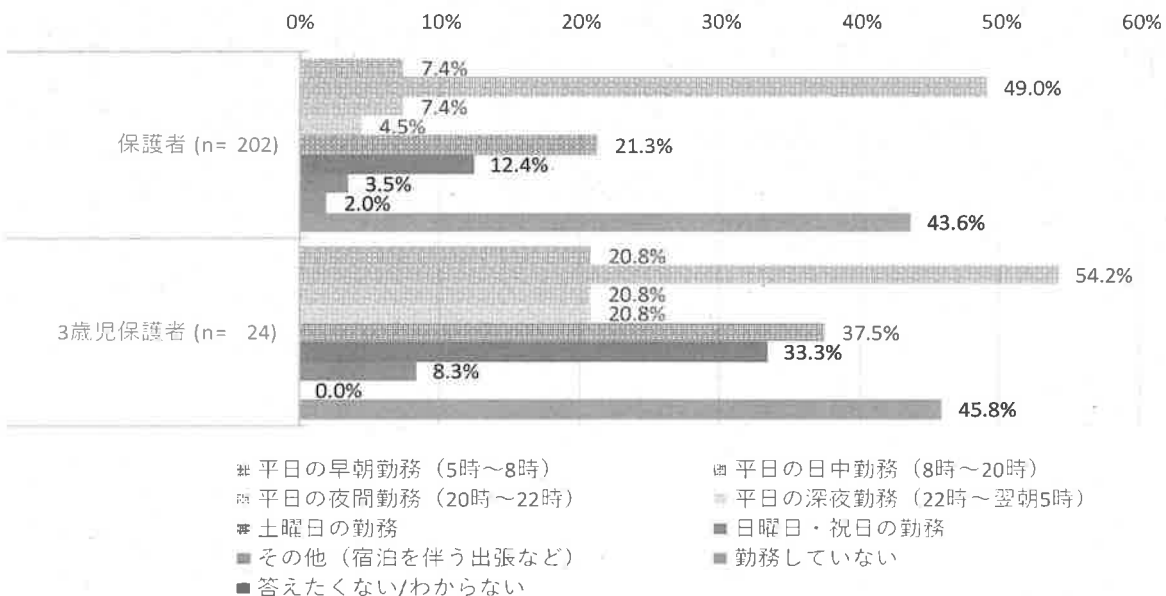


(4) 父親の日常的な勤務時間帯

保護者の「父親の日常的な勤務時間帯」についての回答を見ると、「保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が49.0%、「3歳児保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が54.2%で最も高くなっている。

保護者 Q14 父親の日常的な勤務時間帯：子の年齢層別

保護者 Q14 お子さんのお母さまとお父さまには、日常的に以下のそれぞれの時間帯の間に勤務がありますか（複数回答）※「勤務していない」と「答えたくない/わからない」は一緒にチェックすることはできません。-S2 お父さま

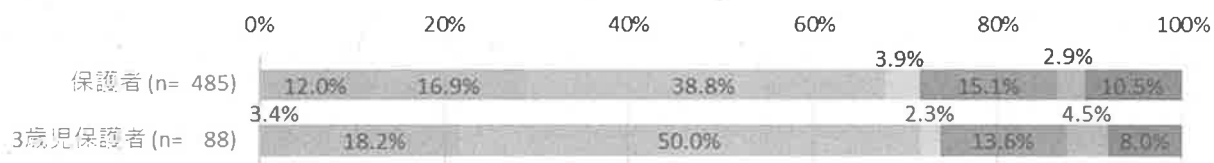


(5) 子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか

保護者の「子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか」についての回答を見ると、「保護者」では「赤字ではないが、ぎりぎりである」が38.8%、「3歳児保護者」では「赤字ではないが、ぎりぎりである」が50.0%で最も高くなっている。

保護者 Q15 子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか：子の年齢層別

保護者 Q15 お子さんの現在の家庭の暮らしの状況をどのように感じていますか。当てはまるもの1つにチェックをつけてください（単一回答）



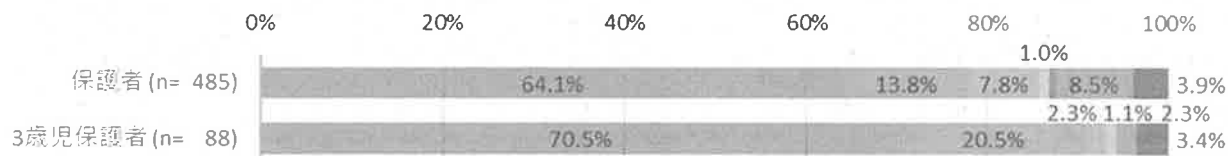
- 赤字であり、借金をして生活している
- 赤字であり、貯蓄を取り崩している
- 赤字ではないが、ぎりぎりである
- 黒字だが、貯蓄はしていない
- 黒字であり、毎月（毎年）貯蓄している
- その他
- 答えたくない/わからない

(6) 今後の働き方の希望

保護者の「今後の働き方の希望」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が64.1%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が70.5%で最も高くなっている。

保護者 Q16 今後の働き方の希望：子の年齢層別

保護者 Q16 あなたは、今後、どのような働き方を希望しますか（単一回答）



- 勤め（常勤・正規職員）
- 勤め（パート・アルバイト・非正規職員）
- 自営業・家業
- 内職（在宅業務）
- その他の職業
- 特に希望しない
- 答えたくない
- 含えたくない

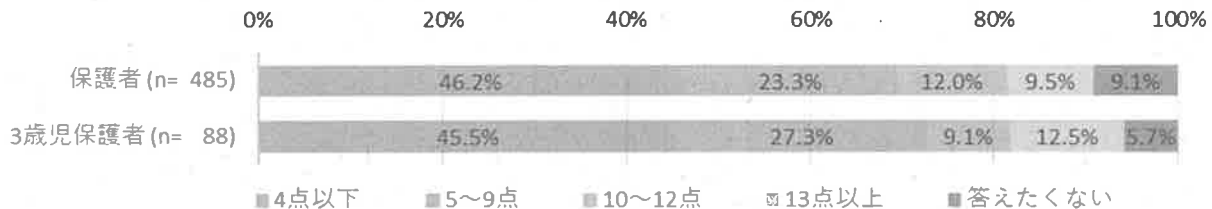
精神的ストレス

(1) こころの健康 (K6)

保護者の「K6 (心理的ストレスの度合いを示す指標で、大きな値ほどストレスの程度が高いと考えられる) についての回答を見ると、「保護者」では「4点以下」が46.2%、「3歳児保護者」では「4点以下」が45.5%で最も高くなっている。

保護者 Q30 K6 の状況：子の年齢層別

保護者 Q30 次の項目について、あなたはここ1か月の間にどれくらいの頻度で感じましたか (単一回答)

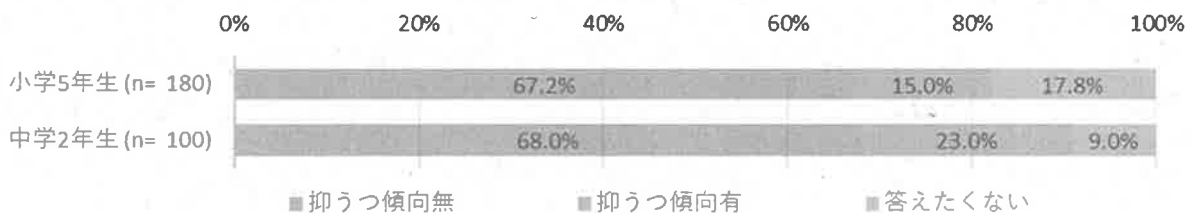


(2) こころの健康 (パールソン児童用尺度)

小5中2の「パールソン児童用抑うつ性尺度 (基準値以上で抑うつ傾向有とされるスクリーニング指標。本尺度の著作権は株式会社三京房に帰属) をみると、「小学5年生」では「抑うつ傾向無」が67.2%、「中学2年生」では「抑うつ傾向無」が68.0%で最も高くなっている。

小5中2Q43-1 パールソン児童用尺度の状況：年齢層別

小5中2Q43-1 わたしたちは、楽しい日ばかりではなく、ちょっとさみしい日も、楽しくない日もあります。みなさんがこの一週間、どんな気持ちだったかあてはまるものにチェックをつけてください。良い答え、悪い答えはありません。思ったとおりに答えてください (単一回答)

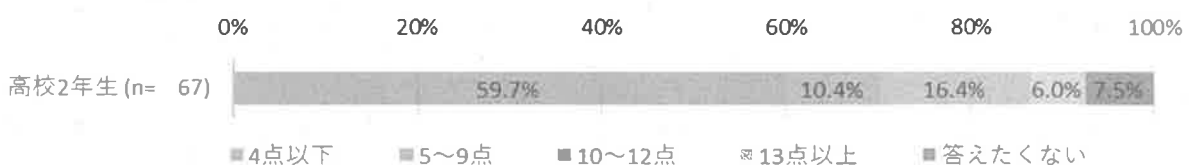


(3) こころの健康 (K6)

高2の「K6 (心理的ストレスの度合いを示す指標で、大きな値ほどストレスの程度が高いと考えられる) についての回答を見ると、「高校2年生」では「4点以下」が59.7%で最も高くなっている。

高2Q43-2 K6 の状況

高2Q43-2 過去30日の間にどれくらいの頻度で次のことがありましたか (単一回答)



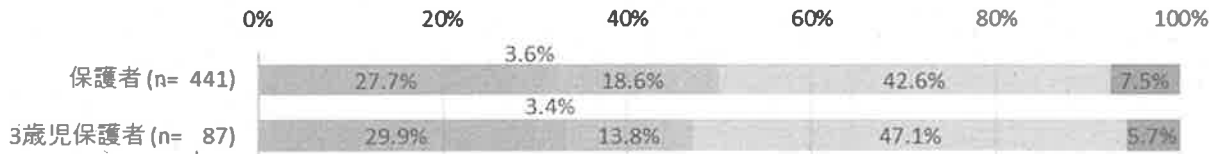
養育費の受取状況

(1) 子どもの養育費の受け取りの有無

保護者の「子どもの養育費の受け取りの有無」についての回答を見ると、「保護者」では「受け取っていない（養育費の取決め無）」が42.6%、「3歳児保護者」では「受け取っていない（養育費の取決め無）」が47.1%で最も高くなっている。

保護者 Q5 子どもの養育費の受け取りの有無：子の年齢層別

保護者 Q5 あなたのお子さんは、養育費を受け取っていますか（単一回答）



- 受け取っている（養育費の取決め有）
- 受け取っている（養育費の取決め無）
- 受け取っていない（養育費の取決め有）
- 受け取っていない（養育費の取決め無）
- 答えたくない

第5章 すべての子どもが夢を持って自分らしく成長できる 愛媛づくり（抜粋）

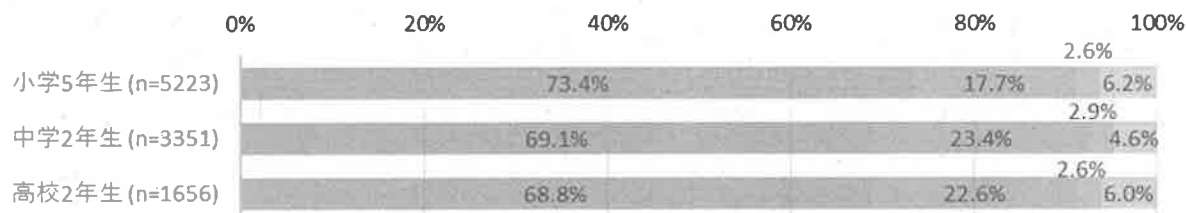
子どもたちが悩んでいること

（1）困りごと、悩みごと－友人との関係

子どもの「困りごと、悩みごと－友人との関係」についての回答を見ると、「小学5年生」では「困ったり悩んだりしていない」が73.4%、「中学2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が69.1%、「高校2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が68.8%で最も高くなっている。

子ども Q38 困りごと、悩みごと－友人との関係：年齢層別

子ども Q38 次のことで困っていること、悩んでいることはありますか（単一回答）－S1 友人との関係



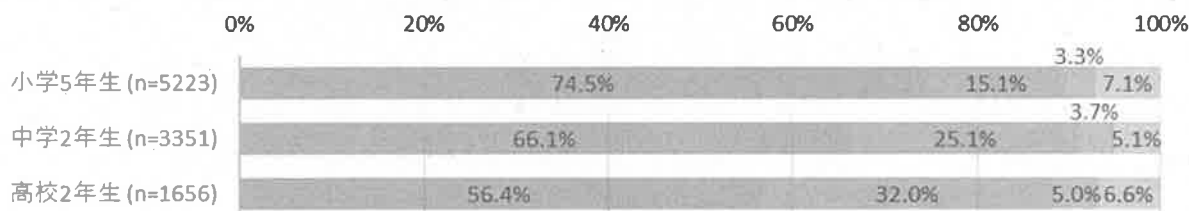
- 困ったり悩んだりしていない
- 悩んでいる（学校を休むほどではない）
- 学校を休みたくなるほど悩んでいる
- 答えたくない

（2）困りごと、悩みごと－自分自身について

子どもの「困りごと、悩みごと－自分自身について」についての回答を見ると、「小学5年生」では「困ったり悩んだりしていない」が74.5%、「中学2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が66.1%、「高校2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が56.4%で最も高くなっている。

子ども Q38 困りごと、悩みごと－自分自身について：年齢層別

子ども Q38 次のことで困っていること、悩んでいることはありますか（単一回答）－S4 自分自身について



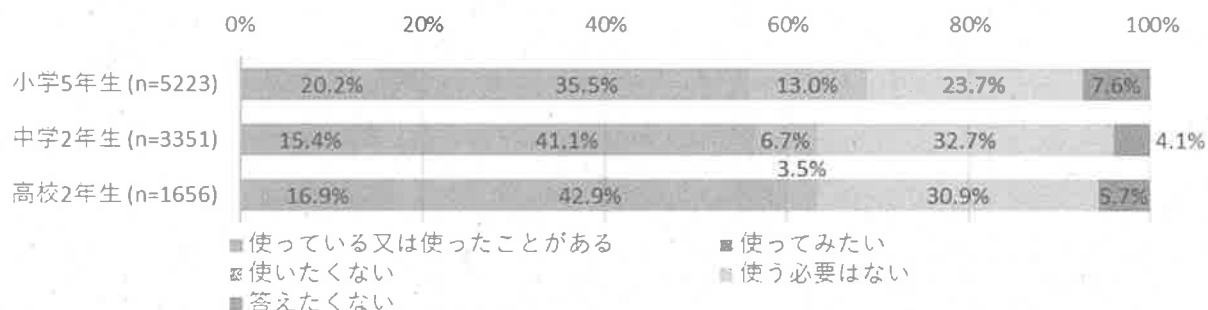
- 困ったり悩んだりしていない
- 悩んでいる（学校を休むほどではない）
- 学校を休みたくなるほど悩んでいる
- 答えたくない

(3) 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）休日にいることができる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）休日にいることができる場所」についての回答を見ると、「小学5年生」では「使ってみたい」が35.5%、「中学2年生」では「使ってみたい」が41.1%、「高校2年生」では「使ってみたい」が42.9%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）休日にいることができる場所：年齢層別

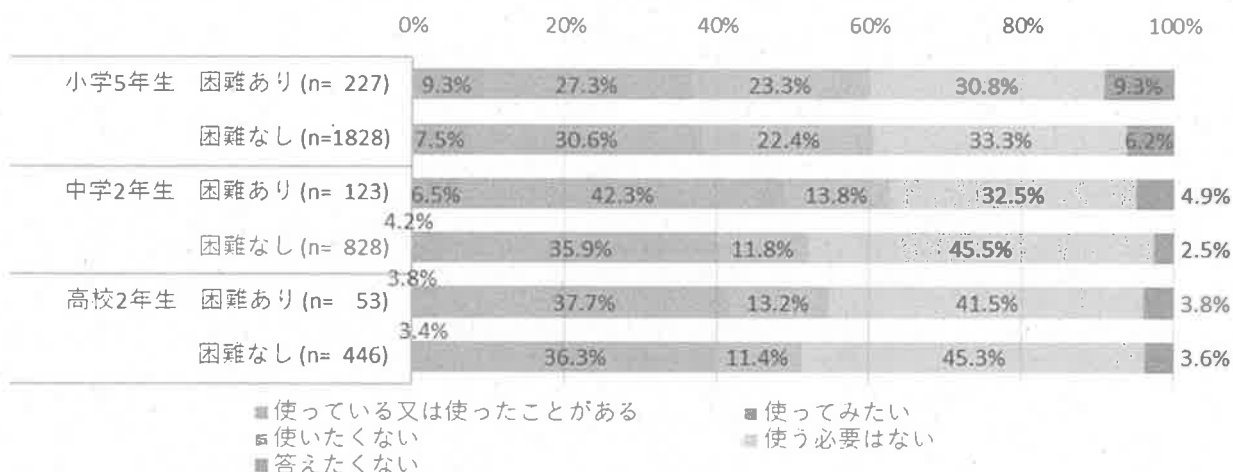
子ども Q41 あなたは、以下のような場所やサービスがあれば使ってみたいと思いますか（単一回答）－S2
（家以外で）休日にいることができる場所



(4) 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が30.8%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が33.3%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が42.3%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が45.5%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が41.5%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が45.3%で最も高くなっている。

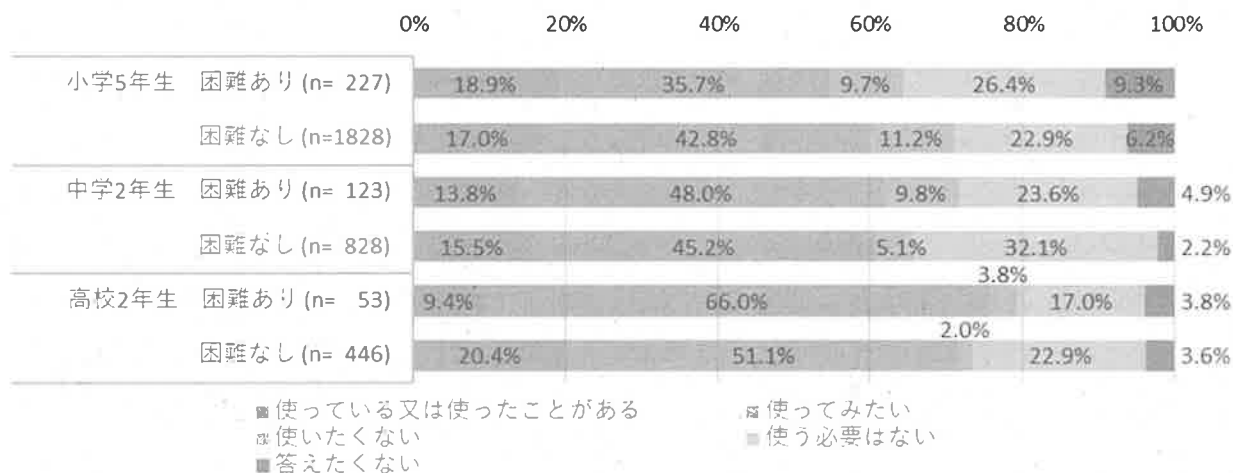
子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所：貧困度（生活必需品入手困難有無）別



(5) 子ども対象サービスの利用希望—家で勉強できない時、静かに勉強できる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望—家で勉強できない時、静かに勉強できる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が35.7%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が42.8%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が48.0%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が45.2%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が66.0%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が51.1%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望—家で勉強できない時、静かに勉強できる場所：貧困度（生活必需品入手困難有無）別

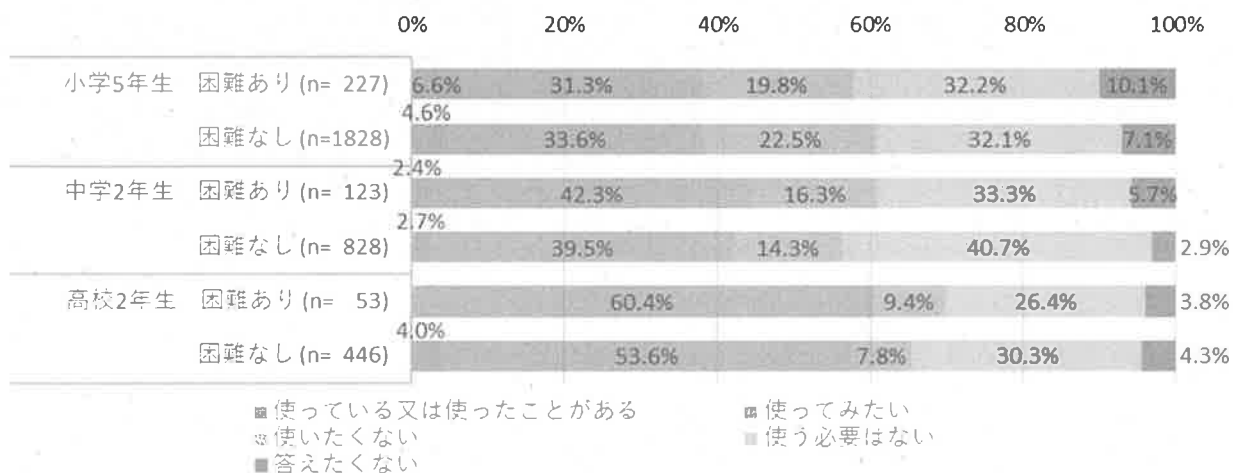


(6) 子ども対象サービスの利用希望

—大学生のボランティアなどが、勉強を無料で教えてくれる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望—大学生のボランティアなどが、勉強を無料で教えてくれる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が32.2%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が33.6%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が42.3%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が40.7%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が60.4%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が53.6%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望—大学生のボランティアなどが、勉強を無料で教えてくれる場所：貧困度（生活必需品入手困難有無）別



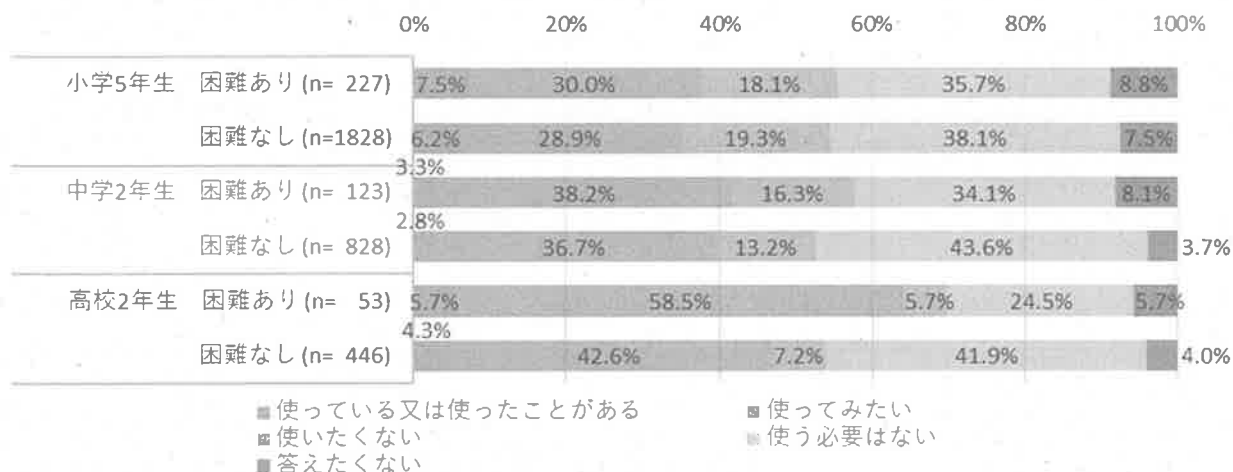
(7) 子ども対象サービスの利用希望

－ (学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－(学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が35.7%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が38.1%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が38.2%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が43.6%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が58.5%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が42.6%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－(学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所：貧困度(生活必需品入手困難有無)別

子ども Q41 あなたは、以下のような場所やサービスがあれば使ってみたいと思いますか(単一回答) -S7
(学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所



夢や希望に関わる複合的な要因

(1) 将来なりたいもの、やってみたいこと

小2の「将来なりたいもの、やってみたいこと」についての回答を見ると、「小学2年生」では「はい」が89.6%で最も高くなっている。

小2Q13 将来なりたいもの、やってみたいこと：年齢層別

小2Q13 大きくなったら、なりたいものや、やってみたいことがありますか（単一回答）

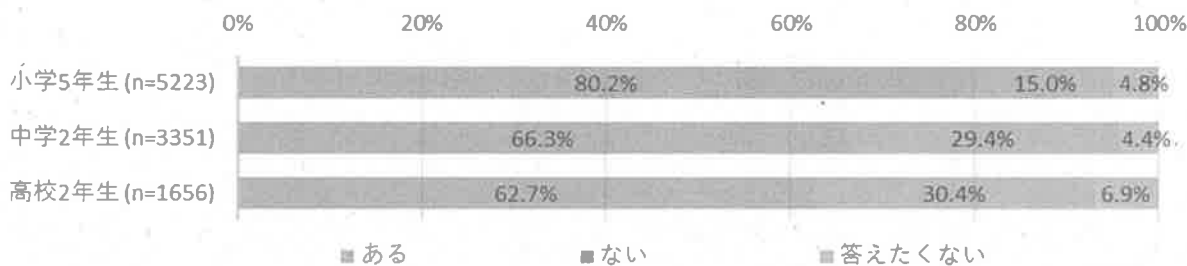


(2) 将来の夢の有無

子どもの「将来の夢の有無」についての回答を見ると、「小学5年生」では「ある」が80.2%、「中学2年生」では「ある」が66.3%、「高校2年生」では「ある」が62.7%で最も高くなっている。

子ども Q47 将来の夢の有無：年齢層別

子ども Q47 あなたには、将来の夢がありますか（単一回答）

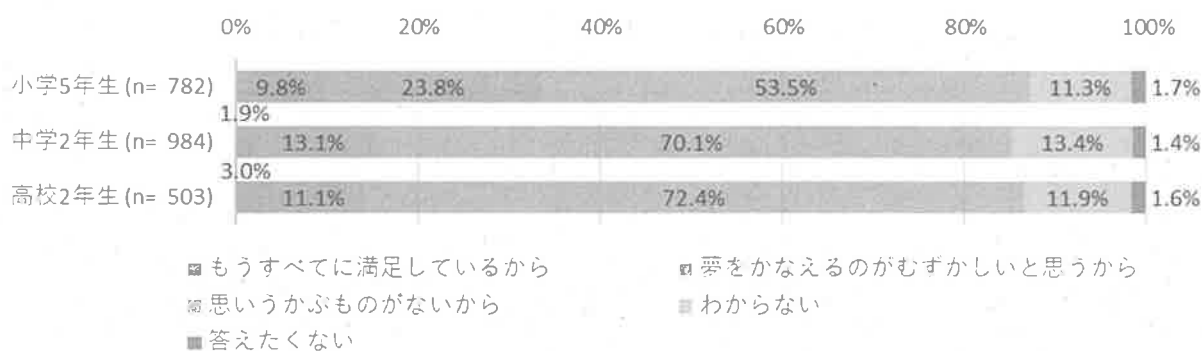


(3) 夢がない理由

子どもの「夢がない理由」についての回答を見ると、「小学5年生」では「思いうかぶものがないから」が53.5%、「中学2年生」では「思いうかぶものがないから」が70.1%、「高校2年生」では「思いうかぶものがないから」が72.4%で最も高くなっている。

子ども Q49 夢がない理由：年齢層別

子ども Q49 将来の夢が「ない」と答えた人にお聞きます。夢がない理由は何ですか（単一回答）

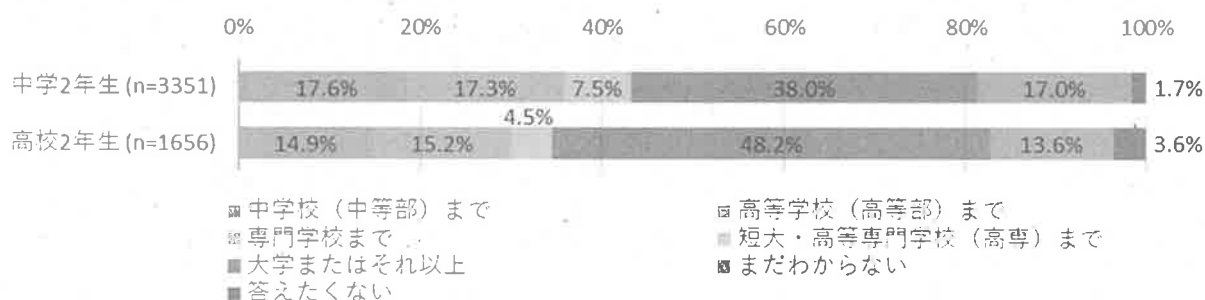


(4) 最終進学希望

中2高2の「最終進学希望」についての回答を見ると、「中学2年生」では「大学またはそれ以上」が38.0%、「高校2年生」では「大学またはそれ以上」が48.2%で最も高くなっている。

中2高2Q50 最終進学希望：年齢層別

中2高2Q50 あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。あなたの考えにもっとも近いものにチェックをつけてください（単一回答）

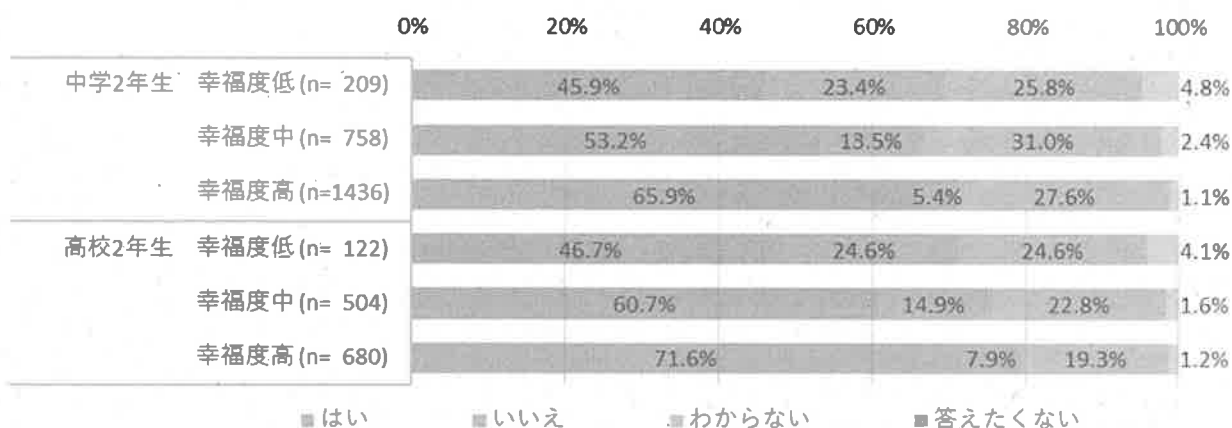


(5) 将来の結婚希望

中2高2の「将来の結婚希望」についての回答を見ると、中学2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が45.9%、「幸福度中」グループでは「はい」が53.2%、「幸福度高」グループでは「はい」が66.4%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が46.7%、「幸福度中」グループでは「はい」が60.7%、「幸福度高」グループでは「はい」が71.0%で最も高くなっている。

中2高2Q51 将来の結婚希望：幸福度別

中2高2Q51 あなたは、将来、結婚（けっこん）してみたいと思いますか（単一回答）

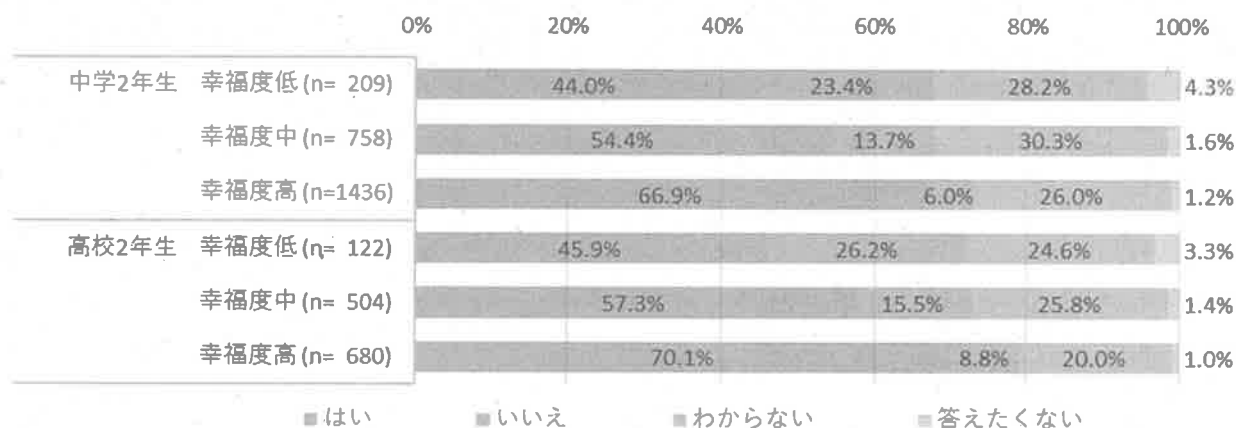


(6) 将来の子育て希望

中2高2の「将来の子育て希望」についての回答を見ると、中学2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が44.0%、「幸福度中」グループでは「はい」が54.4%、「幸福度高」グループでは「はい」が67.6%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が45.9%、「幸福度中」グループでは「はい」が57.3%、「幸福度高」グループでは「はい」が70.8%で最も高くなっている。

中2高2Q52 将来の子育て希望：幸福度別

中2高2Q52 あなたは、将来、子どもを育ててみたいと思いますか（単一回答）



(7) 大人になった時、どこで暮らしたいか

子どもの「大人になった時、どこで暮らしたいか」についての回答を見ると、「小学5年生」では「今住んでいる地域」が35.5%、「中学2年生」では「愛媛県以外の国内」が36.8%、「高校2年生」では「愛媛県以外の国内」が40.0%で最も高くなっている。

子ども Q53 大人になった時、どこで暮らしたいか：年齢層別

子ども Q53 あなたは大人になった時、どこで暮らしたいと思いますか（単一回答）

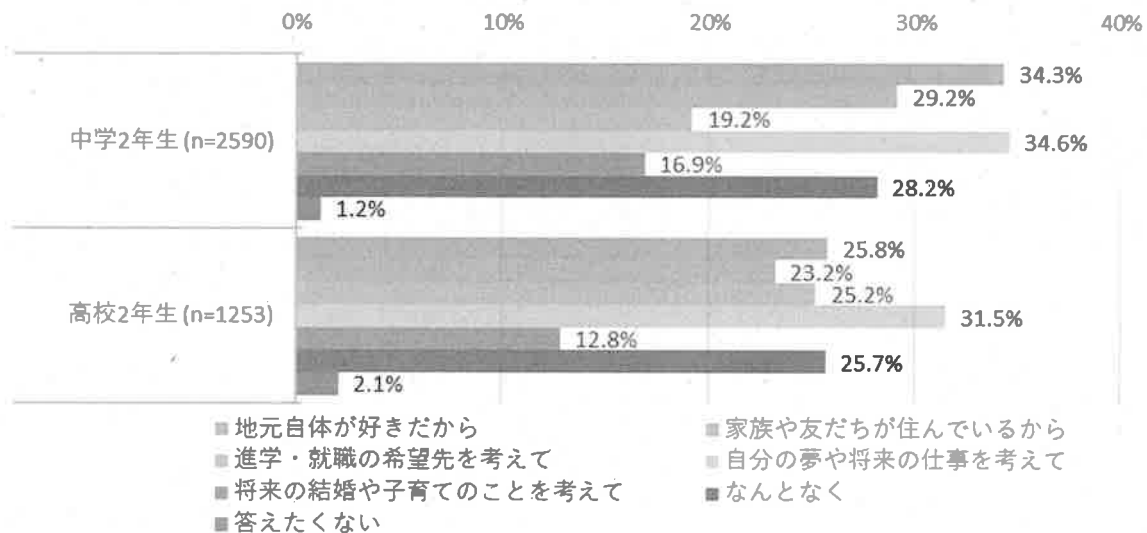


(8) そこで暮らしたい理由

中2高2の「そこで暮らしたい理由」についての回答を見ると、「中学2年生」では「自分の夢や将来の仕事を考えて」が34.6%、「高校2年生」では「自分の夢や将来の仕事を考えて」が31.5%で最も高くなっている。

中2高2 Q54 そこで暮らしたい理由：年齢層別

中2高2 Q54 大人になった時で暮らしたい理由を選んでください（複数回答）



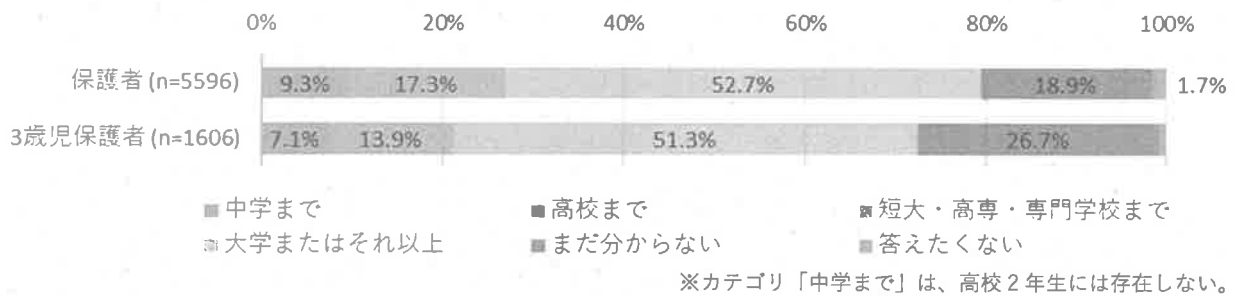
家庭の養育方針

(1) 希望する子どもの最終学歴

保護者の「希望する子どもの最終学歴」についての回答を見ると、「保護者」では「大学またはそれ以上」が52.7%、「3歳児保護者」では「大学またはそれ以上」が51.3%で最も高くなっている。

保護者 Q57 希望する子どもの最終学歴：子の年齢層別

保護者 Q57 お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいと考えていますか。あなたのお考えに近いものにチェックを付けてください（単一回答）

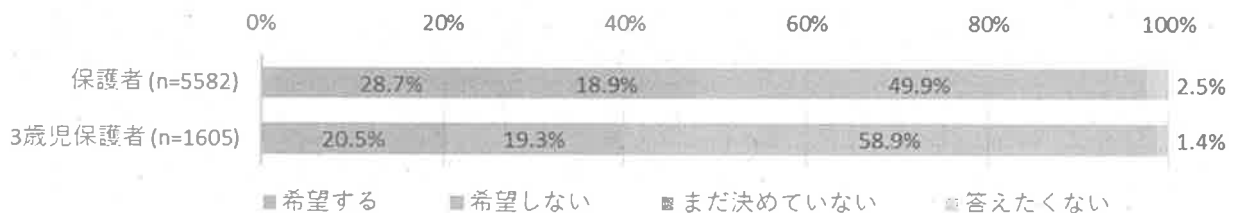


(2) 大学等へ進学する場合、貸与型奨学金の利用希望

保護者の「大学等へ進学する場合、貸与型奨学金の利用希望」についての回答を見ると、「保護者」では「まだ決めていない」が49.9%、「3歳児保護者」では「まだ決めていない」が58.9%で最も高くなっている。

保護者 Q59 大学等へ進学する場合、貸与型奨学金の利用希望：子の年齢層別

保護者 Q59 今後、お子さんが大学等へ進学する場合、貸与型奨学金（卒業後に返済）の利用を希望しますか（単一回答）

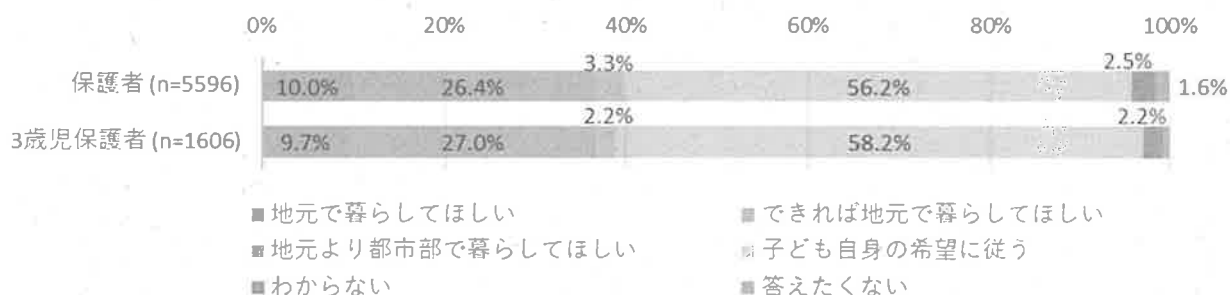


(3) 就職や結婚のときに、子ども地元で暮らしてほしいかどうか

保護者の「就職や結婚のときに、子ども地元で暮らしてほしいかどうか」についての回答を見ると、「保護者」では「子ども自身の希望に従う」が56.2%、「3歳児保護者」では「子ども自身の希望に従う」が58.2%で最も高くなっている。

保護者 Q60 就職や結婚のときに、子ども地元で暮らしてほしいかどうか：子の年齢層別

保護者 Q60 お子さんが、将来、就職や結婚した時に、地元で暮らしてほしいと思いますか。あなたの希望に最も近いものにチェックをつけてください（単一回答）



(4) 子どもに将来結婚してほしいか

保護者の「子どもに将来結婚してほしいか」についての回答を見ると、「保護者」では「結婚してほしい」が60.6%、「3歳児保護者」では「結婚してほしい」が61.1%で最も高くなっている。

保護者 Q61 子どもに将来結婚してほしいか：子の年齢層別

保護者 Q61 お子さんには、将来結婚してほしいですか。あなたの希望に最も近いものにチェックをつけてください（単一回答）

